

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	結核にかかっている児童に対する療養給付の決定
概要	結核にかかっている児童に対し、指定医療機関における入院医療にかかる療育の給付（医療給付）、学習に必要な物品（学習用品）、療養生活に必要な物品（日用品）を支給します。ただし、所得に応じて自己負担が必要です。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第20条第1項から第4項 児童福祉法施行令第23条第1項から第4項 大阪市児童福祉法施行細則第6条、第14条第1項から第2項 大阪市結核児童療育給付事業事務取扱要領（大阪市保健所管理課に設置）
審査基準	対象者 ・大阪市に居住する18歳未満の児童 ・結核に罹患しており、その治療に特に長期間を要するもので医師が入院を必要と認めたもの
標準処理期間	30日
経由日数	3日
提出先	居住区の保健福祉センター保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	①療育給付申請書 ②療育給付意見書 ③同意書兼世帯調書 ④世帯全員の所得に関する状況等を確認できる書類 ⑤医療保険の資格情報が確認できる書類 上記5点を居住区の保健福祉センター保健福祉課に提出してください。 (①～③については、保健福祉センターにあります。)
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉センター保健福祉課または大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371518.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000199469.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給認定
概要	児童福祉法の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものに対して、医療費の一部を助成し、患者家庭の医療費の負担軽減を図るための制度です。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第19条の2から第19条の3、第19条の5、第19条の7から第19条の8 児童福祉法施行令第22条から第22条の2、第22条の4 児童福祉法施行規則第7条から第7条の9、第7条の18から第7条の22、第7条の26から第7条の27 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年11月1日規則第64号） 大阪市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱（大阪市保健所管理課に設置） 大阪市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領（大阪市保健所管理課に設置）
審査基準	児童福祉法の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度（平成26年厚生労働省告示第475号）であって、18歳未満の児童（18歳到達時点において本制度の受給資格を有しており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、満20歳に満たない者を含む。）であるもの。
標準処理期間	2か月程度
経由日数	2～5日程度
提出先	居住区の保健福祉センター保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	①小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書②小児慢性特定疾病医療意見書③小児慢性特定疾病医療意見書別紙（必要な方のみ）④重症患者認定申請書（必要な方のみ）⑤世帯調書⑥受診者と同一医療保険に加入する者の市民税額等が確認できる書類⑦医療保険の資格情報が確認できる資料⑧療養生活に関するおたずね以上の書類を揃えて、居住区の保健福祉センター保健福祉課へ提出してください。（①～⑤、⑧の様式は、保健福祉センターに設置しております。）
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉センター保健福祉課または大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371478.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000201723.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000201920.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0650)
処分担当名	同上
処分の名称	身体障がい児童に対する育成医療の給付決定
概要	身体に障がいのある、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のあるお子さんが、手術等の治療を受けることにより、身体上の障がいが軽減され、日常生活が容易にできるようになる場合、そのお子さんが指定自立支援医療機関における治療等を受けるときに要する医療費の一部を公費により負担する制度です。自立支援医療費の支給を受けるためには申請が必要となります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条 大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成18年3月31日規則第102号) 大阪市自立支援医療費(育成医療)支給認定事務取扱要領 (大阪市保健所管理課に設置)
審査基準	対象者 ・大阪市に居住する18歳未満の児童 ・身体障害者福祉法の第4条に規定する次の障がいを持つ、またはそのまま放置すると将来次の障がいを残すと認められる疾患を持つ者 (1. 肢体不自由 2. 視覚障がい 3. 聴覚・平衡機能障がい 4. 音声・言語・そしゃく機能障がい 5. その他の内臓障がい(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう、もしくは直腸、小腸及び肝臓機能障がいを除く内臓障がいについては先天性のものに限る) 6. 免疫機能障がい) ・治療により身体上の障がい軽減され、日常生活が容易にできるようになる者 (対象者と同じ医療保険に加入している家族の市民税所得割の合計が23万5千円以上の場合対象外) (ただし、「重度かつ継続」に該当する場合は、市民税所得割の合計が23万5千円以上でも対象です) 「重度かつ継続」とは次の①または②に該当する者 ①腎臓機能障がい(人工透析・腎移植術後の抗免疫療法)・小腸機能障がい(中心静脈栄養法による治療のみ)・免疫機能障がい・心臓機能障がい(心臓移植術後の抗免疫療法)・肝臓機能障がい(肝臓移植術後の抗免疫療法) ②対象者と同じ医療保険に加入している家族において、申請前の12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けた月があるとき
標準処理期間	30日
経由日数	3日
提出先	居住区の保健福祉センター保健福祉課
提出時期	随時(原則手術等の治療を行う前に提出)
提出方法	①自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書 ②自立支援医療(育成医療)意見書 ③同意書兼世帯状況申出書 ④医療保険の資格情報が確認できる書類 上記4点を居住区の保健福祉センター保健福祉課に提出 (①、②、③の同意書、については窓口にあります)
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉センター保健福祉課または大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007739.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000487422.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター自立支援医療（精神通院医療）担当
処分の名称	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定
概要	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のために通院医療が必要な方が、指定自立支援医療機関における治療等を受ける際に要する医療費の一部を、所得区分に応じて公費により負担する制度です。自立支援医療費の支給を受けるためには申請が必要となります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条 大阪市自立支援医療費（精神通院医療）支給認定事務取扱要領
審査基準	対象者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する症状がある者。 ・所得区分（対象者と同じ医療保険に加入している家族の市民税所得割の合計が23万5千円以上の場合を対象外。ただし、経過措置により「重度かつ継続」に該当する場合は、市民税所得割の合計が23万5千円以上でも対象です。経過措置については平成30年3月31日までです。） 「重度かつ継続」とは次の①または②に該当する者 ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症、薬物関連障害（依存症等）等の者。または、精神医療に一定以上の経験を有する医師により計画的・集中的な通院医療が必要であると診断された者 ②医療保険の多数該当となっている者（「多数該当」とは、過去1年間に同一世帯に対して3回以上高額療養費が支給されている場合）
標準処理期間	30日
経由日数	10日
提出先	各区保健福祉センター自立支援医療（精神通院医療）担当
提出時期	随時
提出方法	①自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書 ②自立支援医療（精神通院医療）診断書 ③市町村民税の課税状況等がわかる書類もしくは課税状況等を閲覧することの同意書 ④同一世帯分の健康保険証の写し（同一世帯分とは保険料算定の基礎となる者の分をいう） 上記4点を居住区の保健福祉業務担当に提出します。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター自立支援医療（精神通院医療）担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000005863.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分課（担当）名	大阪市こころの健康センター
処分の名称	指定自立支援医療機関（精神通院）の指定
概要	自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けた方は、大阪市の指定を受けた医療機関（指定自立支援医療機関）での受診において、自立支援医療費の公費負担を受けることになります。 指定自立支援医療機関は、病院もしくは診療所、又は薬局等の開設者の申請に基づき、指定を行います。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条
審査基準	指定審査については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断します。 1. 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。 2. 患者やその家族の要望にこたえて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標ぼう料が示されていること。 3. 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。 ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、次の（1）のみを満たしていることとする。 （1）当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。 （2）保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。 4. 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。 5. 訪問看護事業者等にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。
標準処理期間	指定の決定をした日の属する月の翌月1日まで
経由日数	なし
提出先	大阪市こころの健康センター
提出時期	随時
提出方法	病院又は診療所の場合は、指定自立支援医療機関指定申請書、主たる医師の経歴書、医師免許証の写し 薬局の場合は、指定自立支援医療機関指定申請書、管理薬剤師の経歴書、薬剤師免許証の写し 訪問看護事業者等の場合は、指定自立支援医療機関指定申請書を、こころの健康センターへ提出します。
手数料	なし
相談窓口	大阪市こころの健康センター
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000005863.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	措置入院患者等からの退院及び処遇の改善請求
概要	精神科病院に入院中の者又はその家族等が、入院や入院中の処遇を不服とし市長に対して精神科病院の管理者に、その患者の退院及び処遇を改善させるよう命じることを求めることができる制度です。
根拠法令等 及び条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4、38条の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について 精神医療審査会運営マニュアル
審査基準	1 退院請求の場合 (1) 【措置入院者】精神症状による自傷他害性の有無 精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められるか。 (2) 【医療保護入院】医療保護入院の必要性の有無 精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために任意入院（本人の同意に基づく入院）が行われる状態にないと判定されるか。 2 処遇の改善請求の場合 ・ 不要な閉鎖病棟の使用、患者の隔離及び身体的拘束の実施の有無について。 ・ 医療保護入院者に関する退院後生活環境相談員による相談などの退院促進措置が適正に行われているか。
標準処理期間	おおむね1か月、やむを得ない事情がある場合においてもおおむね3か月以内
経日数	なし
提出先	大阪市精神医療審査会事務局（健康局健康推進部こころの健康センター内）
提出時期	随時
提出方法	「退院及び処遇の改善請求書」を電話等で事務局に請求し、必要事項を記入後、郵便等で提出
手数料	なし
相談窓口	大阪市精神医療審査会事務局（健康局健康推進部こころの健康センター内）
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分課（担当）名	各区保健福祉センター精神障がい者保健福祉手帳担当
処分の名称	精神障がい者に対する精神障がい者保健福祉手帳の交付
概要	精神障がい者保健福祉手帳は、精神障がいを持っておられる方が一定の精神障がいの状態にあることを証明するためのものです。精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者は精神障がい者のための行政サービスを受けることができます。精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けるためには申請が必要になります。
根拠法令等 及び条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第5条 精神障がい者保健福祉手帳交付事務取扱要領
審査基準	精神障がい者保健福祉手帳の交付申請があった場合、精神保健福祉法施行令第6条に規定する精神障がいの状態にあると認めるときは、等級（1級から3級）の判定を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・各級の障害の状態 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの 等級の判定にあたっては、厚生労働省から次の通知が発出されており、これらの通知に基づいて判定を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知文 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について 平成7年9月12日付け健医発第1133号 厚生省保健医療局長通知 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について 平成7年9月12日付け健医精発第46号 厚生省保健医療局精神保健課長通知
標準処理期間	30日
経由日数	10日
提出先	各区保健福祉センター精神障がい者保健福祉手帳担当
提出時期	随時
提出方法	①精神障がい者保健福祉手帳申請書 ②精神障がい者保健福祉手帳診断書 ③精神障がいを事由として年金給付を受けていることを証明する書類 (②と③はいずれか1つ)
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター精神障がい者保健福祉手帳担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006291.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	入院患者の医療費の支給申請
概 要	一類及び二類感染症の患者または無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者で入院勧告又は措置を受けた者で、患者またはその保護者から当該患者の居住地を管轄する保健福祉センターを経由して市長へ公費負担の申請があったときは、自己負担金を公費負担する。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第37条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第20条
審査基準	一類及び二類感染症の患者または無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者で法令に基づき入院勧告又は措置を受けた者であること
標準処理期間	23日程度
経由日数	16日程度
提出先	当該患者の居住地を管轄する保健福祉センターの保健業務担当
提出時期	すみやかに行ってください。
提出方法	居住地を管轄する保健福祉センターの保健業務担当に公費負担申請書等を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	当該患者の居住地を管轄する保健福祉センターの保健業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000022204.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 3)
処分担当名	同上
処分の名称	結核患者の医療費公費負担申請
概要	結核の適正な医療を普及するため、居住する結核患者またはその保護者から公費負担の申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の100分の95に相当する額を負担することができるとされており、その公費負担の決定は、大阪市長の諮問機関である大阪市感染症診査協議会で行われることとなります。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第37条の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第20条の2、第20条の3 令和3年10月18日健感発1018第1号 「結核医療の基準」
審査基準	保健所は居住する結核患者またはその保護者から公費負担の申請があったときは、申請された医療の適否を大阪市感染症診査協議会に諮問し、治療内容が厚生労働省が定めた「結核医療の基準」に基づき公費負担の承認または不承認を決定します。 「結核医療の基準」
標準処理期間	1月以内
経由日数	16日程度
提出先	当該患者の居住地を管轄する保健福祉センターの保健業務担当
提出時期	治療開始以前
提出方法	居住地を管轄する保健福祉センターの保健業務担当に公費負担申請書（医師の診断書含む）、申請前3か月以内に撮影したエックス線直接撮影写真等を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	当該結核患者の居住地を管轄する保健福祉センターの保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000526851.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 3)
処分担当名	同上
処分の名称	結核指定医療機関の指定申請
概 要	結核指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の公費負担医療を担当する医療機関です。結核指定医療機関には、病院、診療所、薬局等があり、結核患者の公費負担医療を担当するためには、申請が必要です。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第38条
審査基準	指定申請書において記載内容に不備がなく、必要な添付書類も揃っていること
標準処理期間	30日間
経由日数	2日間
提出先	所在する区の保健福祉センターの保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	結核指定医療機関申請書を所在する区の保健福祉センターの保健業務担当に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	所在する区の保健福祉センターの保健業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000344773.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	障害年金等の給付申請
概 要	予防接種法に基づき、定期又は臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡したときは、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。 給付金には医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料などがあります。
根拠法令等 及び条項	予防接種法第15条
審査基準	給付は厚生労働大臣の認定があった場合に決定されます。 認定の基準については、厚生労働省の審議会にて決定されるため、大阪市として審査基準は設定できません。
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	30日
提出先	予防接種を受けた区の保健福祉センターの保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	①大阪市内居住が確認できる書類 ②母子手帳の写し ③医療費・医療手当の請求書 ④予診票の写し ⑤カルテの写し ⑥受診証明書 ⑦診断書 ⑧領収書を予防接種を受けた区の保健福祉課保健業務主管担当へ提出してください。 ただし、追加書類が必要になることもあります。
手数料	申請自体に手数料はかかりませんが、提出書類の中には取得にあたり費用が発生するものがあります。
相談窓口	予防接種を受けた区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0650)
処分担当名	同上
処分の名称	未熟児養育医療の給付決定
概要	母子保健法に基づき、養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行います。ただし、病院は大阪市指定の養育医療機関に限ります。
根拠法令等 及び条項	母子保健法第20条1項から第4項 母子保健法施行規則第9条 大阪市母子保健法施行細則第3条 大阪市未熟児養育医療事業事務取扱要領（大阪市保健所管理課にて設置）
審査基準	1. 対象 母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、次に掲げるいずれかの症状等を有しており、医師が入院養育を必要と認めたもの。 (1) 出生時体重が、2,000 グラム以下のもの。 (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。 ア. 一般状態 (ア) 運動不安、痙攣があるもの。 (イ) 運動が異常に少ないもの。 イ. 体温が摂氏34度以下のもの。 ウ. 呼吸器、循環器系 (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの。チアノーゼ発作を繰り返すもの。 (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、毎分30以下のもの。 (ウ) 出血傾向の強いもの。 エ. 消化器系 (ア) 生後24時間以上排便のないもの。 (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの。 (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの。 オ. 黄疸 (ア) 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。 (イ) 交換輸血が必要な重症黄疸児。 カ. 前記ア～オに準じる症状を有しており、特に入院養育が必要なもの。
標準処理期間	30日
経由日数	1週間
提出先	居住区の保健福祉センター保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	①養育医療給付申請書 ②養育医療意見書 ③同意書兼世帯調書 ④委任状 ⑤誓約書 ⑥世帯全員の所得に関する状況等を確認できる書類 ⑦子ども医療証又はひとり親家庭医療証又は重度障がい者医療証の写し（受給者のみ） ⑧医療保険の資格情報が確認できる書類 以上の書類を揃えて、居住地の保健福祉センター保健福祉課へ提出してください。（①～⑤は、各区保健福祉センターにあります）
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉センター保健福祉課または大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371473.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	興行場営業許可
概要	興行場法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には業としての興行場の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業として興行場を営もうとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	興行場法（昭和23年7月12日法律 第137号） 第2条
審査基準	1 許可申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 平面図、断面図、立面図及び配置図 (2) 構造設備の概要（規定の様式） (3) 給気口及び排気口の位置を示す図面その他の構造設備の図面 (4) 大阪市興行場施行条例第6条第1項の機械換気設備の様式書その他の構造設備の様式書 (5) 興行場の周囲 300メートル以内の見取図 (6) 建築基準法に基づく検査済証又は仮使用認定通知書の写し（ただし、市長が公衆衛生上特に支障がなく、かつ、施設が安全であると認める場合は、この限りでない。） (7) 消防法令に基づく適合通知書ただし、仮設及び臨時興行場の場合は建築関係書類の添付を省略できるとともに大阪市火災予防条例第58条による所轄消防署への「催物開催届出受理書」等の写しをもって消防法令適合通知書にかえることができる。 (8) 申請者が法人である場合は法人登記事項証明書 2 許可申請書類の内容が、大阪市興行場法施行条例及び大阪市興行場法施行細則の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 3 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと。 4 当該建築物について、建築基準法違反が疑われる場合は、建築基準法担当部局から施設が安全である旨の回答を得られること。 5 令和5年12月13日より前に興行場の営業を譲り受けた者が行う許可申請（申請書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち(1)から(7)で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。
標準処理期間	14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	22,000円（臨時又は仮設にあっては11,000円） ※事業譲渡（譲受けの前後で構造設備に変更がないものに限る。）については16,300円（臨時又は仮設にあっては10,100円）
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006144.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	公衆浴場営業許可
概要	公衆浴場法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には業としての公衆浴場の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業として公衆浴場を営もうとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	公衆浴場法（昭和23年7月12日法律 第139号） 第2条
審査基準	<p>1 許可申請書 新築又は改築による許可申請については、申請施設建築の着工以前の提出であること。</p> <p>2 添付書類 許可申請書には、次の書類が添付されていること。ただし、浴場業をそのまま引き継ぐ許可申請の場合であれば、次の添付書類のうち(10)から(14)を省略することができる。</p> <p>(1) 構造設備の概要（規定の様式） (2) 営業方法書（その他浴場のみ：規定の様式） (3) 申請者が法人である場合は法人登記事項証明書 (4) 新設及び改築の場合は除き、建築基準法に基づく検査済証又は仮使用認定通知書の写し（ただし、市長が公衆衛生上特に支障がなく、かつ、施設が安全であると認める場合は、この限りでない。） (5) 消防法令に基づく適合通知書（新設、改築の場合は除く。） (6) 使用水が水道により供給される水以外のときは水道法第4条第1項に規定する水質検査成績書 (7) 申請地を中心とする半径 300メートル以内の見取図（縮尺おおむね3,000分の1とし、既設浴場との距離関係を明示したもの） (8) 建物配置図（縮尺おおむね 200分の1とし、方位、敷地の境界線、敷地内における建物の位置等を明示したもの） (9) 各階平面図（縮尺おおむね 100分の1とし、付帯設備を詳細に明示したもの） (10) 縦横断面図 (11) 給水給湯系統図 (12) 電気浴器を使用する場合は、登録検査機関による適合性証明書（写し） (13) サウナ室を設置する場合は、サウナ室の展開図 (14) 浴室展開図（その他浴場の場合） (15) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 新設及び改築にかかる許可申請の場合 (1) 許可申請の内容が、公衆浴場法、大阪市公衆浴場法施行条例、大阪市公衆浴場法施行細則及び大阪市公衆浴場指導要綱の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 (2) 一般浴場（温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。）については、大阪市公衆浴場法施行条例第4条の配置基準を満たすこと。 (3) 審査の結果、公衆浴場の設置について支障のない場合は公衆浴場設置認定書を交付するので、この認定書の交付を受けたのち、施設建築に着手すること。 (4) 設置認定書を受けた施設がしゅん工した場合、次の書類を添付した「建物しゅん工届」を提出すること。 (イ) 建築基準法に基づく検査済証又は仮使用認定通知書の写し（ただし、市長が公衆衛生上特に支障がなく、かつ、施設が安全であると認める場合は、この限りでない。） (イ) 消防法令に基づく適合通知書 (5) 建物しゅん工後の実地調査の結果、営業許可申請書どおりに完成していること。 (6) 当該建築物について、建築基準法違反が疑われる場合は、建築基準法担当部局から施設が安全である旨の回答を得られること。</p> <p>4 上記3以外の許可申請の場合 (1) 許可申請の内容が、公衆浴場法、大阪市公衆浴場法施行条例、大阪市公衆浴場法施行細則及び大阪市公衆浴場指導要綱の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 (2) 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと。</p> <p>5 令和5年12月13日より前に浴場業を譲り受けた者が行う許可申請（申請書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、2で規定する添付書類のうち(1)、(2)及び(4)から(14)で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。</p>
標準処理期間	・新規及び改築による許可申請の場合は、建物建築期間プラス50日間（ただし、閉庁日は除く。） ・既存施設の承継等による許可申請の場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	22,000円（事業譲渡（譲受けの前後で構造設備に変更がないものに限る。）については16,300円）
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006197.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	伝染病患者等の入浴特例許可
概要	公衆浴場法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、一般に入浴を拒否しなければいけない。しかし、大阪市長の許可を受けることで、特例として入浴させることができる。
根拠法令等 及び条項	公衆浴場法（昭和23年7月12日法律 第139号） 第4条 公衆浴場法施行規則（昭和23年7月24日厚生省令 第27号） 第5条
審査基準	1 次のいずれかに該当すること。 (1) 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第4条に規定する伝染病の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合 (2) 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合
標準処理期間	14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	大阪市保健所環境衛生監視課へ事前相談のうえ、必要と認められる書類を提出してください。
手数料	無料
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分担当名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	旅館業営業許可
概要	旅館業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には旅館業の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、旅館業を経営しようとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	旅館業法（昭和23年7月12日法律 第138号） 第3条
審査基準	<p>1 許可申請書には、次の書類が添付されていること。</p> <p>(1) 構造設備の概要 (2) 構造設備確認票 (3) 建築基準法に基づく検査済証の写し又は仮使用認定通知書の写し（ただし、市長が公衆衛生上特に支障がなく、かつ、当該営業施設が安全であると認めた場合は、この限りでない。） (4) 消防法令に基づく適合通知書 (5) 申請者が法人である場合は法人登記事項証明書 (6) 周囲300メートル以内の見取図 (7) 配置図 (8) 各階の平面図（部屋又は玄関帳場等のスペースごとに位置、面積を明示したもの） (9) 立面図（外観の形状及びマンセル表色系で色彩を明示したもの。前業者から施設を引き継いで営業する場合は、全景写真でも可） (10) 使用水が水道により供給される水以外のときは、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第1項に規定する水質基準に関する水質検査成績書の写し (11) 広告塔、広告板、その他屋外広告物及び屋外照明設備等の図面（形状及び色彩並びに設置場所を明示したもの） (12) 玄関帳場展開図又は投影図 (13) 給水・給湯・排水系統図 (14) 新・旧の比較図面等（増改築等の場合） (15) 大阪市旅館業法の施行等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第4号（条例第4条第2号で準用する場合を含む。）の規定により玄関帳場を有しない場合は、管理事務室が宿泊施設から1,000メートルの区域内にあることを明らかにした見取図 (16) その他保健所長が必要と認める図書</p> <p>2 新築又は改築で新たに許可申請を行う場合</p> <p>(1) 別に定める「大阪市旅館業規制指導要綱」に基づき、建築計画届等の手続きが完了していること。 (2) 許可申請書類の内容が、建築計画届の内容と相違がなくかつ旅館業法、旅館業法施行令、条例及び大阪市旅館業法の施行等に関する規則の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 (3) 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと。 (4) 当該建築物について、建築基準法違反が疑われる場合は、建築基準法担当部局から施設が安全である旨の回答を得られること。</p> <p>3 上記2以外の場合で許可申請を行う場合</p> <p>(1) 許可申請書類の内容が、旅館業法、旅館業法施行令、条例及び大阪市旅館業法の施行等に関する規則の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 (2) 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと。</p> <p>4 令和5年12月13日より前に旅館業を譲り受けた者が行う許可申請（申請書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち(1)から(4)、(6)から(13)及び(15)で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。</p>
標準処理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・新規許可申請の場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。） ・承継等による許可申請で旅館業法第3条第4項等の照会が必要な場合は、50日間（ただし、閉庁日は除く。） ・承継等による許可申請で旅館業法第3条第4項等の照会が不要な場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	22,000円（事業譲渡（譲受けの前後で構造設備に変更がないものに限る。）については16,300円）
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	相続による旅館業営業者の地位承継承認
概要	旅館業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には旅館業の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、利用許可を受けた者が死亡し、相続人がその許可を承継しようとする場合は、大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	旅館業法 （昭和23年7月12日法律 第138号） 第3条の4
審査基準	1 承継承認申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 申請者の戸籍謄本（全部事項証明書）又は不動産登記規則に規定される法定相続情報一覧図の写し (2) 戸籍謄本を添付する場合にあっては、被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本（全部事項証明書） (3) 相続人が2人以上ある場合は、営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員の同意証明書（規定の様式） (4) 承継資格の確認書（規定の様式） 2 承継資格の確認書の同意を要する人数と同意証明者数が一致すること。 3 承継承認申請が、被相続人の死亡後60日以内であること。 4 承継承認申請者が、旅館業法第3条第2項（申請者に係る部分に限る）に該当しないこと。
標準処理期間	・旅館業法第3条第4項の照会が必要な場合は、50日間（ただし、閉庁日は除く。） ・旅館業法第3条第4項の照会が不要な場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	7,400円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	法人の合併又は分割による旅館業営業者の地位承継承認
概 要	旅館業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には旅館業の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、利用許可を受けた法人が合併または分割によりその許可を承継しようとする場合は、大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	旅館業法 （昭和23年7月12日法律 第138号） 第3条の3
審査基準	1 承継承認申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し (2) 合併契約書の写し又は分割計画書若しくは分割契約書の写し（合併（分割）予定を明記した定款又は寄附行為の写しでも可とする。） 2 承継資格が適切であること。 3 承継承認申請が、合併又は分割登記前であること。 4 承継承認申請者が、旅館業法第3条第2項（申請者に係る部分に限る）に該当しないこと。
標準処理期間	・旅館業法第3条第4項の照会が必要な場合は、50日間（ただし、閉庁日は除く。） ・旅館業法第3条第4項の照会が不要な場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	7,400円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	譲渡による旅館業営業者の地位承継承認
概要	旅館業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には旅館業の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、利用許可を受けた者が譲渡し、譲受人がその許可を承継しようとする場合は、大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	旅館業法 （昭和23年7月12日法律 第138号） 第3条の2
審査基準	本審査基準における用語は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）、大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年2月21日条例第2号）及び大阪市旅館業法の施行等に関する規則（平成16年12月24日規則第134号）に定めるところによる。 1 申請者が規則第1条の3第2項に基づいて大阪市長に対して提出する申請書に添付しなければならない書類については、次のとおりとする。 (1) 規則第1条の3第2項第1号の「旅館業の譲渡を証する書類」とは、今後譲渡する旨を証する書類（当事者による譲渡の意思と譲渡の事実、譲渡の効力発生日が確認できるもの）をいう。 (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び法人登記事項証明書 2 法第3条の2第1項の「当該旅館業を譲渡する場合」とは、営業者が法第3条第1項に基づいて許可された旅館業の全部を譲渡する場合をいう。 3 申請者は、申請の対象である旅館業の譲渡の効果が発生する日の前日までに承認に係る申請を行わなければならない。 4 譲受人が、法第3条第2項（申請者に係る部分に限る）に該当しないこと。
標準処理期間	・旅館業法第3条第4項の照会が必要な場合は、50日間（ただし、閉庁日は除く。） ・旅館業法第3条第4項の照会が不要な場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	7,400円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	理容所使用前の検査確認
概要	理容師法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、その業を一般人が行うことを禁止し、届出を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業として理容所を開設しようとする者は、その施設ごと大阪市に届出を行い、使用前検査確認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	理容師法 (昭和22年12月24日法律 第234号)第11条の2
審査基準	1 開設届には、次の書類が添付されていること。 (1) 構造設備の概要（規定の様式） (2) 従業者名簿（規定の様式） (3) 管理理容師について、講習会の課程を修了したことを証する書類（ただし、理容師である従業者2名以上の理容所を開設する場合） (4) 従業する理容師について、医師の診断書（発行後おおむね1カ月以内のもので結核、伝染性皮肤病疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患について明記したもの） (5) 開設者が法人の場合、法人登記事項証明書 (6) 開設者が外国人の場合、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り） 2 開設の届出の際は従業する理容師について、免許証を提示すること。 3 開設届出書類の内容が、理容師法、大阪市理容師法施行条例及び大阪市理容師法施行細則の規定を満たしていること。その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 4 当該施設の実地検査の結果、開設届出内容と相違ないこと。 5 令和5年12月13日より前に理容業を譲り受けた者が行う開設届（届出書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち（1）から（4）及び2で規定する提示書類で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。 第11条の2 前条第1項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第12条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。
標準処理期間	処分期間 14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	届出書、添付書類及び手数料を検査確認を受ける施設の所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	16,000円（事業譲渡（譲受けの前後で構造設備に変更がないものに限る。）については12,900円）
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006217.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	美容所使用前の検査確認
概要	美容師法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、その業を一般人が行うことを禁止し、届出を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業として美容所を開設しようとする者は、その施設ごと大阪市に届出を行い、使用前検査確認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	美容師法 (昭和32年6月3日法律 第163号)第12条
審査基準	<p>1 開設届には、次の書類が添付されていること。</p> <p>(1) 構造設備の概要（規定の様式）</p> <p>(2) 従業者名簿（規定の様式）</p> <p>(3) 管理美容師について、講習会の課程を修了したことを証する書類（ただし、美容師である従業者2名以上の美容所を開設する場合）</p> <p>(4) 従業する美容師について、医師の診断書（発行後おおむね1カ月以内のもので結核、伝染性皮肤病疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患について明記したもの）</p> <p>(5) 開設者が法人の場合、法人登記事項証明書</p> <p>(6) 開設者が外国人の場合、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る）</p> <p>2 開設の届出の際は従業する美容師について、免許証を提示すること。</p> <p>3 開設届出書類の内容が、美容師法、大阪市美容師法施行条例及び大阪市美容師法施行細則の規定を満たしていること。その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>4 当該施設の実地検査の結果、開設届出内容と相違がないこと。</p> <p>5 令和5年12月13日より前に美容業を譲り受けた者が行う開設届（届出書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち(1)から(4)及び2で規定する提示書類で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。</p> <p>第12条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。</p>
標準処理期間	処分期間 14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	届出書、添付書類及び手数料を検査確認を受ける施設の所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	16,000円（事業譲渡（譲受けの前後で構造設備に変更がないものに限る。）については12,900円）
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006217.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	クリーニング所使用前の検査確認
概要	クリーニング業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、その業を一般人が行うことを禁止し、届出を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業としてクリーニング所を開設しようとする者は、その施設ごと大阪市に届出を行い、使用前検査確認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	クリーニング業法 (昭和25年5月27日法律 第207号) 第5条の2
審査基準	1 開設届には、次の書類が添付されていること。 (1) 構造設備の概要（規定の様式） (2) 従事者名簿（規定の様式） (3) 営業者が法人の場合、法人登記事項証明書 (4) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、その数、名称、所在地、従事者数、クリーニング師の氏名を記載した書類（規定の様式） 2 開設の届出の際は従事するクリーニング師について、免許証を提示すること。 3 開設届出書類の内容が、クリーニング業法、大阪市クリーニング業法施行条例及び大阪市クリーニング業法施行細則の規定を満たすこと。 その他、「環境衛生関係事務提要」（(株)ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 4 当該施設の実地検査の結果、開設届出内容と相違がないこと。 5 令和5年12月13日より前にクリーニング業を譲り受けた者が行う開設届（届出書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち(1)、(2)及び(4)及び2で規定する提示書類で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。 第5条の2 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。
標準処理期間	処分期間 14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	届出書、添付書類及び手数料を検査確認を受ける施設の所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	16,000円（事業譲渡（譲受けの前後で構造設備に変更がないものに限る。）については12,900円）
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000103347.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	食品関係施設の営業許可
概要	食品衛生法では、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を政令で定め、その業を一般人が行うことを禁止し、許可を受けた者に対してだけその禁止を解除しています。許可を必要とする営業は32業種あり、業種ごとに施設の基準が定められています。これらの業種を営業するには、営業する施設に対して業種ごとに市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	食品衛生法第54条 食品衛生法第55条 食品衛生法施行令第35条 食品衛生法施行規則第67条 大阪府食品衛生法施行条例 (https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000575.html) 大阪市食品衛生法施行条例 (https://krv800.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView) 大阪市食品衛生法施行細則 大阪市自動車による食品営業取扱要綱 健康局生活衛生部生活衛生課、 大阪市露店による食品営業取扱要綱 大阪市保健所食品衛生監視課、 大阪市保健所生活衛生監視事務所 窓口に設置
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えない場合がある。 1 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 2 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 3 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの <ul style="list-style-type: none"> ・施設（建造物をいう。）を設けて食品衛生法施行令第35条に定める営業許可を受けるためには、以下の施設基準に適合すること。 大阪府食品衛生法施行条例第4条に基づく別表第1の共通基準に適合するとともに業種別基準に適合すること。 http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000575.html なお、露店については、大阪市露店による食品営業指導要綱に定めた施設基準に適合すること。
標準処理期間	15日（ただし、閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	営業許可申請書、添付書類、提示書類及び手数料を許可を受ける施設の所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。 提出書類等 https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000537192.html
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000537192.html
備考	申請書等のダウンロード https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000537192.html

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	と畜場の設置許可
概要	と畜場法では、と畜場の経営及び食用にするための獣畜の適正な処理を確保するために公衆衛生の見地から必要な規制やその他の措置を講じています。 法に定める「獣畜」を食用とするためとさつし、又は解体する目的で「と畜場」を設置するには市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第4条第1項 と畜場法施行令第1条、第2条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可を受けるには、一般と畜場又は簡易と畜場の構造設備基準に適合する必要があります。 一般と畜場の設備基準：と畜場法施行令第1条⇒詳細は参考資料「と畜-1」を参照してください。 簡易と畜場の設備基準：と畜場法施行令第2条⇒詳細は参考資料「と畜-2」を参照してください。 ・許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が規則で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないと認めるときは、同項の許可を与えない場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> 一 人家が密集している場所 二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所 三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所 ・公衆衛生上必要があると認めるときは、許可を受けたと畜場(以下単に「と畜場」という。)につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限する場合があります。
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	大阪市食肉衛生検査所
提出時期	随時
提出方法	と畜場設置許可申請書、添付書類及び手数料を大阪市食肉衛生検査所へ提出してください。
手数料	一般と畜場：22,000円 簡易と畜場：10,000円
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	獣畜のとさつ又は解体検査申請
概 要	と畜場においては、「市長の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない」「とさつ後市長の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない」「と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は市長の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない」との規定があり、とさつ、解体等を行う場合は、市長の行う検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第14条第1項第2項第3項及び第16条 と畜場法施行令第7条及び第8条 と畜場法施行規則第14条、第15条及び第16条 大阪市と畜場法施行細則第12条（昭和59年4月1日規則第42号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・生体検査では、獣畜が家畜伝染病予防法に定められている家畜伝染病、届出伝染病あるいは厚生省令で定められた疾病に感染していないかどうか、潤滑油の付着などの異常の有無の確認を行い、獣畜が疾病にかかっていたり、異常があるため食用とならないと判断された場合は、とさつ解体の禁止等の措置を講ずることがあります。 ・とさつ後検査では、獣畜が家畜伝染病予防法に定められている家畜伝染病、届出伝染病あるいは厚生省令で定められた疾病に感染していないかどうか、潤滑油の付着などの異常の有無の確認を行い、獣畜が疾病にかかっていたり、異常があるため食用とならないと判断された場合は、解体の禁止等の措置を講ずることがあります。 ・解体検査では、獣畜が家畜伝染病予防法に定められている家畜伝染病、届出伝染病あるいは厚生省令で定められた疾病に感染していないかどうか、潤滑油の付着などの異常の有無の確認を行い、獣畜が疾病にかかっていたり、異常があるため食用とならないと判断された場合は、解体の禁止等の措置を講ずることがあります。 ・検査の方法、検査を実施する疾病又は異常及び検査の結果に基づく措置については、参考資料「と畜-3」を参照してください。
標準処理期間	15日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	大阪市食肉衛生検査所
提出時期	随時
提出方法	とさつ又は解体検査申請書及び手数料を大阪市食肉衛生検査所へ提出してください。 とさつ又は解体検査申請書を提出すれば、生体検査から解体検査まで受けることができます。
手数料	牛及び馬：1頭につき400円 豚、子馬、子牛、山羊及びめん羊：1頭につき200円（ただし、大阪市食肉処理場で行う検査については、それぞれ半額）
相談窓口	大阪市食肉衛生検査所
ホームページ	
備 考	獣畜の検査を受けるには大阪市食肉処理場を使用するため、別途、食肉処理場条例（条例第21号）に基づく処理場の使用許可申請が必要となります。 処理場の使用許可については中央卸売市場南港市場にお問い合わせください。

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	と畜場外での獣畜のとさつ又は解体許可
概要	と畜場法では、と畜場以外の場所において、食用とする目的で獣畜をとさつしてはならないと定められていますが、災害その他の事故でと畜場が使用できない場合や、離島などでと畜場以外の場所で獣畜をとさつすることがやむを得ないなどの場合で、市長の許可を得るとさつ又は解体する場合は可能となります。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第13条第1項第4号及び第14条第4項 と畜場法施行令第4条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合として定められているものは、 <ul style="list-style-type: none"> 一 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合 二 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	大阪市食肉衛生検査所
提出時期	随時
提出方法	とさつ又は解体検査申請書及び手数料を大阪市食肉衛生検査所へ提出してください。 とさつ又は解体検査申請書を提出すれば、生体検査から解体検査まで受けることができます。
手数料	牛及び馬：1頭につき400円 豚、子馬、子牛、山羊及びめん羊：1頭につき200円
相談窓口	大阪市食肉衛生検査所
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	食鳥処理事業の許可申請
概要	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律では、食鳥処理事業を営もうとする場合は食鳥処理場ごとに市長の許可を受けなければなりません。 ・食鳥には、鶏、あひる、七面鳥が含まれます。 ・食鳥処理は次の行為をいいます ア 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること イ 食鳥とたいの内臓を摘出すること
根拠法令等 及び条項	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条及び第5条 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第2条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・営業許可を受けるには、食鳥処理場の構造設備基準に適合する必要があります。構造設備基準については、参考資料「食鳥-1」を参照してください。 ・許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は規則に定める設備基準に適合しない時は許可を与えない場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 二 第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 三 成年被後見人 四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	食鳥処理事業許可申請書（正・副）、施設図面、設備・機械の仕様書等、法人の場合は登記事項証明書及び手数料を許可を受ける大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	食鳥処理事業許可申請手数料：19,000円
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004447.html
備考	・営業許可の申請については、事前に大阪市保健所生活衛生監視事務所へ相談してください。

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	食鳥処理事業の変更の許可申請
概要	食鳥処理場の許可を得た後に、食鳥処理施設の構造や設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第3条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理業の許可を受けた者が、食鳥処理場の構造又は設備を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更しようとするときは、この限りではありません。 ただし、次の場合は届出となります。 <ul style="list-style-type: none"> ア 食鳥処理に使用する機械の変更（処理能力が変わらない場合） イ 照明装置の変更 ウ 食鳥処理場内の水道配管の変更 ・食鳥処理場の構造設備基準に適合する必要があります。 構造設備基準については、参考資料「食鳥-1」を参照してください。 ・許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は規則に定める設備基準に適合しない時は許可を与えない場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 二 第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 三 成年被後見人 四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	15日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	食鳥処理事業変更許可申請書（正・副）、施設図面、設備・機械の仕様書等、許可証及び手数料を許可を受ける大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料：10,000円
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004447.html
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・変更許可の変更許可申請については、事前に大阪市保健所生活衛生監視事務所へ相談してください。 ・食鳥処理場の全面建て替えの場合は、廃業届出した後に新規の営業許可を取得することになります。

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	食鳥検査
概要	<p>年間30万羽を超えて食鳥をとさつし、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするとき、及び食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況、並びにその内臓及び食鳥中抜きとたいの体壁の内側面の状態について市長の行なう検査を受けなければなりません。</p> <p>※食鳥とたいとは、と殺し、及び羽毛を除去した食鳥であって、その内臓を摘出する前のものをいいます。 ※食鳥中抜きとたいとは、食鳥とたいからその内臓を摘出したものをいいます。</p>
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項第2項第3項
審査基準	<p>食鳥検査は次の病気や異常等の有無について行い、食鳥検査に合格しなかった場合は廃棄等の措置を講ずることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法に定められている、家畜伝染病及び届出伝染病 ・次の病気や潤滑油の付着等の異常 <p>狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く。）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているものに限る。）、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎症産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）</p>
標準処理期間	15日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	大阪市食肉衛生検査所
提出時期	随時
提出方法	食鳥検査申請書及び手数料を大阪市食肉衛生検査所へ提出してください。
手数料	1羽あたり3円
相談窓口	大阪市食肉衛生検査所
ホームページ	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥の処理羽数が年間30万羽以下の場合、市長に食鳥の生体の状況や食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいの内臓や体壁の内面の確認方法について確認規定を提出し、その確認規定の認定を受ければ市長の行う食鳥検査を免除されます。

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	確認規程の認定
概 要	食鳥の処理羽数が年間30万羽以下の場合、市長に食鳥の生体の状況や食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいの内臓や体壁の内面の確認方法について確認規程を作成し、その確認規程の認定を受ければ市長の行う食鳥検査を免除されます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第29条第1項及び第2項
審査基準	<p>確認規程の概要については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理の形態が記載されていること（例：生体からの処理か食鳥とたいからの処理か） ・食鳥処理の羽数（年間30万羽以下であること） ・食鳥処理衛生管理者の氏名 ・生体、食鳥とたいの確認の方法 ・食鳥処理施設内での食鳥処理衛生管理者の配置 ・確認の記録責任者及び記録の保存責任者氏名 <p>などが記載されていることが必須です。</p> <p>法及び規則で定められている確認の方法等については、参考資料「食鳥-2」を参照してください。</p>
標準処理期間	15日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	確認規程認定申請書（正・副）、確認規程及び手数料を認定を受ける大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	確認規程認定申請手数料：5,500円
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004447.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	確認規程の変更の認定
概要	認定を受けた確認規程の内容に変更が生じた場合は、変更した確認規程について市長の認定を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項
審査基準	<p>確認規程の概要については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理の形態が記載されていること（例：生体からの処理か食鳥とたいからの処理か） ・食鳥処理の羽数（年間30万羽以下であること） ・食鳥処理衛生管理者の氏名 ・生体、食鳥とたいの確認の方法 ・食鳥処理施設内での食鳥処理衛生管理者の配置 ・確認の記録責任者及び記録の保存責任者氏名 <p>などが記載されていることが必須です。</p> <p>法及び規則で定められている確認の方法等については、参考資料「食鳥-2」を参照してください。</p>
標準処理期間	15日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	確認規程変更認定申請書（正・副）、確認規程、認定書及び手数料を認定を受ける大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	確認規程変更認定申請手数料：2,300円
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004447.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
処分の名称	鳥獣の捕獲許可
概 要	イタチやカラスなど野生鳥獣により生活環境被害を受けており、その防除措置を施しても被害の軽減が図れない場合、その土地の管理者等あるいは管理者等から委託を受けた業者が申請し、当該野生鳥獣を捕獲することが出来ます。なお、野生鳥獣を許可を受けずに捕獲することは法違反となります。
根拠法令等 及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項
審査基準	申請に係る捕獲等又は採取等が次のいずれかに該当する場合は、許可を与えない。 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。）。 三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
提出時期	随時
提出方法	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵等の採取等の許可申請書に添付書類を添えて、動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000316758.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	化製場外における処理禁止の特例の許可申請
概要	化製場等に関する法律では、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却を死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならないと定めており、ただし食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事（政令市長）の許可を受けた場合は、この限りでないとしています。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第2条第2項
審査基準	市域内で特例によって施設または区域外での処理を必要とする特段の理由があると市長が認めた場合
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	書面
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	化製場の設置の許可申請
概要	化製場等に関する法律では、化製場の設置が生活環境に与える影響が大きいことから、その設置については一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してのみその禁止を解除しています。化製場の設置においては施設面について大阪府の条例により基準及び設置できる場所が定められており、大阪市内に施設を設置する場合は、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第3条第1項及び第4条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第4条 大阪市化製場等に関する法律施行細則第8条
審査基準	化製場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上必要な基準（参考資料参照）に適合しないと認めるときは、設置の許可を与えないことがあります。 一 人家が密集してる場所 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所 三 次に掲げる区域又は施設の敷地の周囲300メートル以内の区域とする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域(これの用に供するものと決定した土地の区域を含む。) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に関する施設その他これらに類する施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。) (3) 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗その他公衆の出入りする施設の敷地
標準処理期間	処分期間 23日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	化製場等設置許可申請書、添付書類各2部及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	26,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	死亡獣畜取扱場の設置の許可申請
概要	化製場等に関する法律では、死亡獣畜取扱場の設置が生活環境に与える影響が大きいことから、その設置については一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してのみその禁止を解除しています。死亡獣畜取扱場の設置においては施設面について大阪府の条例により基準及び設置できる場所が定められており、大阪市内に施設を設置する場合は、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第3条第1項及び第4条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第4条 大阪府化製場等に関する法律施行細則第8条
審査基準	死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上必要な基準（参考資料参照）に適合しないと認めるときは、設置の許可を与えないことがあります。 一 人家が密集している場所 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所 三 次に掲げる区域又は施設の敷地の周囲300メートル以内の区域とする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域(これの用に供するものと決定した土地の区域を含む。) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に関する施設その他これらに類する施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。) (3) 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗その他公衆の出入りする施設の敷地
標準処理期間	処分期間 23日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	化製場等設置許可申請書、添付書類各2部及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	17,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置の許可申請
概要	化製場等に関する法律では、第8条で準用する魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置が生活環境に与える影響が大きいことから、その設置については一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してのみその禁止を解除しています。魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置においては施設面について大阪府の条例により基準及び設置できる場所が定められており、大阪市内に施設を設置する場合は、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第3条第1項、第4条及び第8条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第4条 大阪府化製場等に関する法律施行細則第8条
審査基準	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上必要な基準（参考資料参照）に適合しないと認めるときは、設置の許可を与えないことがあります。 一 人家が密集している場所 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所 三 次に掲げる区域又は施設の敷地の周囲300メートル以内の区域とする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域(これの用に供するものと決定した土地の区域を含む。) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に関する施設その他これらに類する施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。) (3) 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗その他公衆の出入りする施設の敷地
標準処理期間	処分期間 23日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	化製場等設置許可申請書、添付書類各2部及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	26,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	動物の飼養又は収容の許可申請
概要	化製場等に関する法律では、政令等で定める種類の動物を種類ごとに条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設において、飼養又は収容しようとするものは生活環境に与える影響が大きいことから、一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してのみその禁止を解除しています。動物の飼養又は収容においては施設面について大阪府の条例により基準が定められており、大阪市内において飼養又は収容する場合は、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第9条第1項及び第2項 化製場等に関する法律施行令第1条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第13条 大阪市化製場等に関する法律施行細則12条
審査基準	許可が必要な動物の種類及び数 牛 一頭 馬 一頭 豚 一頭 綿羊 四頭 やぎ 四頭 犬 十頭 鶏(三十日未満のひなを除く。) 百羽 あひる(三十日未満のひなを除く。) 五十羽 動物の飼養及び収容する場合は、その構造設備が公衆衛生上必要な基準（参考資料参照）に適合すると認めなければ許可いたしません。
標準処理期間	処分期間 23日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	化製場等設置許可申請書、添付書類各2部及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	9,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	犬等の死体の引渡しに関する許可申請
概 要	狂犬病予防法では、わが国において狂犬病の流行と蔓延を防止し、撲滅し、公衆衛生の向上に寄与することを目的としており、犬の登録、狂犬病の予防注射、鑑札と狂犬病予防注射済票の犬への装着を犬の所有者に義務付けるとともに、野犬の捕獲と輸入検疫について通常時の措置として規定されています。また、狂犬病にかかった犬等やその疑いのある犬等またはこれらの犬等にかまれた犬等を診断または検死した獣医師には、緊急時の措置として、保健所長に届け出ることが義務付けられています。また、同時にその犬等は、人や他の動物への感染を防ぐため、診察等した獣医師か、その所有者が隔離しなければなりません。その隔離した犬が死亡した場合、狂犬病の検査をするため狂犬病予防員に引き渡さなければなりません。しかし、狂犬病予防員が許可した場合、あるいは引取りを必要としない場合は、引渡しを免除されます。
根拠法令等 及び条項	狂犬病予防法第12条
審査基準	狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等が死亡した場合で、狂犬病予防員が許可した場合
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	2日
提出先	犬の所在地の区役所保健福祉課
提出時期	狂犬病に罹患（疑い含む）した犬等が死亡した場合
提出方法	書面による申請
手数料	なし
相談窓口	犬の所在地の区役所保健福祉課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課名 (電話番号)	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課(担当)名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	専用水道の確認
概要	専用水道において、安全な水を安定して供給する必要があることから布設工事をしようとする場合、着工前にその設計について確認を受けなければなりません。申請書及び工事設計書等の提出を受けて、施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書によって判断が難しいときは、その適合しない点を指摘し又は判断し難い理由を附して申請者にその旨を通知します。
根拠法令等 及び条項	水道法第32条
審査基準	<p>(審査基準) 法第5条に規定する施設基準に適合すること。 なお、法第5条第4項に規定する技術的基準は、平成12年2月23日厚生省令第15号によるものとする。</p> <p>(確認の申請) 法第33条、同法施行規則第53条に基づき確認申請を行うこと。 なお申請書には次の書類が添付されていること。 (ア) 工事設計書 (イ) 水の供給を受ける者の数を記載した書類 (ウ) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面 (エ) 水道施設の位置を明らかにする図面 (オ) 水源及び浄水場の周辺の概要を明らかにする地図 (カ) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (キ) 導水管きよ、送水管、配水管及び給水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図</p> <p>水道法 (確認) 第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。 (確認の申請) 第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 2 水道事務所の所在地 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 1日最大給水量及び1日平均給水量 2 水源の種別及び取水地点 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果 4 水道施設の概要 5 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造 6 浄水方法 7 工事の着手及び完了の予定年月日 8 その他厚生労働省令で定める事項 5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。 6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。</p>
標準処理期間	処分期間 30日間 (ただし、閉庁日は除く。)
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	墓地経営等の許可
概要	墓地、埋葬等に関する法律では、墓地の経営は高度の公益性を有し、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件を踏まえるべきであるため、一般には禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、墓地を経営しようとする者及び経営している墓地の区域の変更又は廃止をしようとする者は、その区域ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律 第48号） 第10条
審査基準	<p>1 経営主体 原則として地方公共団体であること。 ただし、これによりがたい場合であっても次のものに限る。</p> <p>(1) 公益法人又は宗教法人 (2) 財産区の墓地管理委員会 (3) 上記に準ずる組織、たとえば集落共有財産の場合の管理委員会組織</p> <p>2 添付書類 各申請書には次の書類が添付されていること。（写しを添付する書類は、原本も持参のこと）</p> <p>(1) 経営許可申請の場合 ア 墓地の敷地及び建物の図面 イ 墓地の周囲 300メートル以内の地形・建物の状況を表した図面 ウ 墓地の敷地が申請名義人の所有であることを示す登記事項証明書 エ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書、寄附行為の写し又は宗教法人法第12条第1項に定める規則の写し オ 風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項に抵触する場合は、その許可書の写し カ 住民対応に関する誓約書（規定の様式） キ 墓地の新設又は拡張に対する檀信徒代表者の要望書または周辺住民の要望書 ク 申請者が宗教法人である場合は、檀信徒数が明らかになる書類</p> <p>(2) 変更許可申請の場合 ア (1)に掲げる添付書類（ただし、墓地を縮減する場合は、墓地の敷地の登記事項証明書の添付は不要） イ 変更前、変更後の比較図面 ウ 埋葬された死体、埋蔵された焼骨の改葬を伴う場合は改葬許可書の写し</p> <p>(3) 廃止許可申請の場合 ア 経営許可申請書の副本及び許可書 イ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 ウ 収蔵された焼骨の改葬を伴う場合は改葬許可書の写し</p> <p>3-1 申請書の審査項目（新規及び変更（拡張）許可申請の場合）</p> <p>(1) 墓地の経営主体が適格であり、墓地等の設置及び拡張の必要性が認められること。 (2) 墓地の申請地から 300メートル以内に学校、病院及び人家がないこと。 あるいは学校、病院及び人家があっても付近の生活環境を著しく損なうおそれがないこと。 「付近の生活環境を損なうおそれがない」と判断する基準は、立地条件等が異なるため一律にまた具体的に規定できないが、</p> <p>① 周辺環境と調和が保てること。 ② 公衆衛生その他公共の福祉の見地より周辺住民の理解が得られること。 により、個々の事例で判断する。</p> <p>(3) 申請者が敷地の所有者であること。</p> <p>(4) 新設墓地の敷地規模は、土地面積1,000㎡以上とする。</p> <p>(5) 墓地を設ける場合は、法人の主たる事務所及び礼拝施設等が存する境内地であること。 (6) 土地については、申請者の所有として登記後6カ月以上経過した境内地であること。 (7) 墓地拡張の場合は既存墓地と一体性が確保されること。「一体性」とは、</p> <p>① 拡張部分の面積が既存墓地の面積を上回らないこと。 ② 拡張後の区域は一墓地としての形態が保たれること。</p> <p>等により個々の事例で判断する。</p> <p>(8) 墳墓数については、檀信徒数の数に応じたものであること。 (9) その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>3-2 申請書の審査項目（変更（縮減）及び廃止許可申請の場合）</p> <p>(1) 埋葬された死体、埋蔵された焼骨の改葬手続が完了していること。 (2) その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>4 当該施設の実地検査の結果許可申請内容と相違がないこと。</p>
標準処理期間	30日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	無料
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	納骨堂経営等の許可
概要	墓地、埋葬等に関する法律では、納骨堂の経営は高度の公益性を有し、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件を踏まえるべきであるため、一般には禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、納骨堂を経営しようとする者及び納骨堂の施設の変更又は廃止をしようとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律 第48号） 第10条
審査基準	<p>1 経営主体 原則として地方公共団体であること。 ただし、これによりがたい場合であっても次のものに限る。</p> <p>(1) 公益法人又は宗教法人 (2) 財産区の墓地管理委員会 (3) 上記に準ずる組織、たとえば集落共有財産の場合の管理委員会組織</p> <p>2 添付書類 各申請書には次の書類が添付されていること。（写しを添付する書類は、原本も持参のこと）</p> <p>(1) 経営許可申請の場合 ア 納骨堂の敷地及び建物の図面 イ 納骨堂の周囲 300メートル以内の地形・建物の状況を表した図面 ウ 納骨堂の敷地が申請名義人の所有であることを示す登記事項証明書及び建物の登記事項証明書（新設建物の登記事項証明書については、建物竣工時に提出すること） エ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書、寄附行為の写し又は宗教法人法第12条第1項に定める規則の写し オ 大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項に抵触する場合は、その許可書の写し カ 住民対応に関する誓約書（規定の様式） キ 納骨堂の新設又は拡張に対する檀信徒代表者等の要望書 ク 申請者が宗教法人である場合は、檀信徒数が明らかになる書類</p> <p>(2) 変更許可申請の場合 ア (1)に掲げる添付書類（ただし、納骨堂を縮減する場合は、敷地の登記事項証明書、建物の登記事項証明書の添付は不要） イ 変更前、変更後の比較図面 ウ 収蔵された焼骨の改葬を伴う場合は改葬許可証の写し</p> <p>(3) 廃止許可申請の場合 ア 経営許可申請書の副本及び許可書 イ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 ウ 収蔵された焼骨の改葬を伴う場合は改葬許可証の写し</p> <p>3-1 申請書の審査項目（新規及び変更（拡張）許可申請の場合） (1) 納骨堂の経営主体が適格であり、納骨堂の設置及び拡張の必要性が認められること。 (2) 納骨堂の申請地から、300メートル以内に学校、病院及び人家がないこと。あるいは学校、病院及び人家があっても付近の生活環境を著しく損なうおそれがないこと。 「付近の生活環境を損なうおそれがない」と判断する基準は、立地条件等が異なるため一律にまた具体的に規定できないが、 ① 周辺環境と調和が保てること。 ② 公衆衛生その他公共の福祉の見地より周辺住民の理解が得られること。 により、個々の事例で判断する。</p> <p>(3) 申請者が敷地及び建物の所有者であること。 (4) 納骨堂を設置する土地については、申請者の所有とし登記後6カ月以上経過した境内地等であること。 (5) 納骨堂の設置場所は、法人の主たる事務所及び礼拝施設等が存する境内地であること。 (6) 納骨壇数については、檀信徒等の数に応じたものであること。 (7) 納骨堂の構造は、独立した建物で周囲に塀を設け、堅固な建物とし防火設備を設けていること。 ただし、次の要件を満たすこの規定の一部を緩和することがある。 ① 鉄筋コンクリート造等の耐火構造建物の一部に納骨堂を設ける場合であって、同一建物内の他の施設と区画がなされており、かつ出入口が施錠できる場合。 ② 道路等に面し、人や車の出入口に必要な開口部を確保するために塀を設けられない等合理的な理由がある場合。 (8) その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>3-2 申請書の審査項目（変更（縮減）及び廃止許可申請の場合） (1) 収蔵された焼骨の改葬手続が完了していること。 (2) その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>4 当該施設の実地検査の結果許可申請内容と相違がないこと。</p>
標準処理期間	30日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	無料
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	火葬場経営等の許可
概要	墓地、埋葬等に関する法律では、火葬場の経営は高度の公益性を有し、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件を踏まえるべきであるため、一般には禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、火葬場を経営しようとする者及び火葬場の施設の変更又は廃止をしようとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律 第48号） 第10条
審査基準	<p>1 経営主体原則として地方公共団体であること。（ただし、承継等により経営する場合を除く。）</p> <p>2 添付書類各申請書には次の書類が添付されていること。（写しを添付する書類は、原本も持参のこと）</p> <p>(1) 経営許可申請の場合</p> <p>ア 火葬場の敷地及び建物の図面</p> <p>イ 火葬場の周囲 300メートル以内の地形・建物の状況を表した図面</p> <p>ウ 火葬場の敷地が申請名義人の所有であることを示す登記事項証明書及び建物の登記事項証明書（新設建物の登記事項証明書については、建物竣工時に提出すること。）</p> <p>エ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書、寄附行為の写し又は宗教法人法第12条第1項に定める規則の写し</p> <p>オ 新設の火葬場については、建築基準法第51条に規定する敷地の位置についての許可書の写し</p> <p>カ 風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項に抵触する場合は、その許可書の写し</p> <p>キ 住民対応に関する誓約書（規定の様式）</p> <p>ク 火葬場の新設の理由を記載した書類</p> <p>(2) 変更許可申請の場合</p> <p>ア (1)に掲げる添付書類（ただし、火葬場を縮減する場合は、敷地の登記事項証明書、建物の登記事項証明書の添付は不要）</p> <p>イ 変更前、変更後の比較図面</p> <p>ウ 変更の理由を記載した書類</p> <p>(3) 廃止許可申請の場合</p> <p>ア 経営許可申請書の副本及び許可書</p> <p>イ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書</p> <p>ウ 廃止の理由を記載した書類</p> <p>3-1 申請書の審査項目（新規及び変更（拡張）許可申請の場合）</p> <p>(1) 火葬場の経営主体が適格であり、火葬場の設置及び拡張の必要性が認められること。</p> <p>(2) 火葬場の申請地から 300メートル以内に学校、病院及び人家がないこと。あるいは学校、病院及び人家があっても付近の生活環境を著しく損なうおそれがないこと。「付近の生活環境を損なうおそれがない」と判断する基準は、立地条件等が異なるため一律にまた具体的に規定できないが、</p> <p>① 周辺環境と調和が保てること。</p> <p>② 公衆衛生その他公共の福祉の見地より周辺住民の理解が得られること。</p> <p>により、個々の事例で判断する。</p> <p>(3) 火葬場拡張の場合は既存火葬場と一体性が確保されること。「一体性」とは、</p> <p>① 拡張部分の面積が既存火葬場の面積を上回らないこと。</p> <p>② 拡張後の区域は一火葬場としての形態が保たれること。等により個々の事例で判断する。</p> <p>以上を基本とするが、現在、既存の火葬場で需要が充分満たされているので、新設等の相談があった場合、その都度、協議しながら審査を進めることとする。</p> <p>(4) その他、「環境衛生関係事務提要」（(株)ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>3-2 申請書の審査項目（変更（縮減）及び廃止許可申請の場合）</p> <p>(1) 収蔵された焼骨の改葬手続が完了していること。</p> <p>(2) その他、「環境衛生関係事務提要」（(株)ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>4 当該施設の実地検査の結果許可申請内容と相違がないこと。</p>
標準処理期間	30日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	無料
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	社会医療法人の認定
概 要	救急医療や小児救急、周産期医療など特に地域で必要な医療を提供する医療法人は、一定の要件を満たすことで社会医療法人として認定されます。 社会医療法人認定申請書が提出されると、大阪市保健所長は大阪府医療審議会の意見を聞かなければならず、その結果に基づいて認定の可否を決定します。
根拠法令等 及び条項	医療法第42条の2
審査基準	「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	(ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見120日を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 (医療法人グループ)
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社会医療法人の認定申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人の設立認可
概 要	<p>運営する施設・事業が大阪市域を越えず、主たる事務所を大阪市内とする医療法人を設立しようとする場合には、必要的記載事項(医療法第44条第2項)を記載した定款を定め、厚生労働省令で定める手続きに従い、大阪市保健所長の認可を受ける必要があります。</p> <p>設立認可申請書が提出されると、大阪市保健所長は大阪府医療審議会へ諮問し、その結果に基づいて設立認可の可否を決定します。</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第44条第1項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)による。
標準処理期間	(ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見120日を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	年2回 (大阪府医療審議会の開催日程により提出時期が変動します。)
提出方法	<p>医療法人設立認可申請書及び添付書類を、医科診療所の提出先は大阪府医師会経理課、歯科診療所の提出先は大阪府歯科医師会に提出してください。</p> <p>なお、病院を運営する場合は、健康局保健所保健医療対策課が提出窓口となります。</p>
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人設立時の理事数の例外認可
概 要	医療法人には、役員として理事を3人以上必要としていますが、やむを得ず2人(理事長を含む)とする場合は、大阪市保健所長の認可が必要となります。
根拠法令等 及び条項	医療法第46条の5第1項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)による。
標準処理期間	(ただし、本件は医療法人新規設立時にのみ申請できるもので、120日大阪府医療審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提 出 先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	年2回 (大阪府医療審議会の開催日程により提出時期が変動します。)
提出方法	医療法人の理事数の例外認可申請書及び添付書類を、健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。 ただし、大阪府と大阪市との申し合わせにより、この申請は医療法人設立時にのみ認めており、既に運営されている医療法人からの変更申請は認めておりません。また、病院を運営する医療法人については、設立時においても認めておりません。
手 数 料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医師(歯科医師)以外の理事長の例外認可申請
概 要	医療法人の理事のうち一人は理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出します。ただし、大阪市保健所長の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができます。ただ、認可の要件によっては、あらかじめ大阪府医療審議会の意見を聞かなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	医療法第46条の6第1項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)による。
標準処理期間	(ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見120日を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提 出 先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法第46条の3第1項ただし書きの規定による認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手 数 料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	管理者を医療法人の理事に加えない認可申請
概 要	2以上の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者について、大阪市保健所長の認可を受けた場合は、医療法人の理事に加えないことができます。
根拠法令等 及び条項	医療法第46条の5第6項
審査基準	大阪市保健所長が認可した場合
標準処理期間	20日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人定款(財団法人の場合は寄附行為)の変更の認可
概 要	医療法人が診療所を新たに開設する場合や移転するなど、定款の内容に変更が生じる場合には、事前に定款変更の認可を受ける必要があります。また、事業を新たに実施する場合や移転する場合などにも、事前に定款変更の認可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	医療法第54条の9第3項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)による。
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	定款(寄附行為)の変更認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人の解散の認可
概 要	医療法人が医療法第55条第1項第2号(目的たる業務の成功の不能)及び第3号(社員総会の決議)の事由により解散する場合は、都道府県知事の認可を受けなければなりません。また、同条第7項の規定により、認可に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならないととされています。
根拠法令等 及び条項	医療法第55条第6項
審査基準	「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」(昭和25年8月2日厚生省発医第98号)による。
標準処理期間	(ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見120日を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提 出 先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法人解散認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手 数 料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人の吸収合併の認可
概 要	<p>医療法人は、他の医療法人と合併することができます。(医療法第57条) 医療法人は、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に継承させることとなります。(医療法第58条) 社団たる医療法人は、吸収合併契約について総社員の同意を得なければなりません。(医療法人第58条の2第1項) 財団たる医療法人は、吸収合併契約について理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。(医療法第58条の2第3項) 認可に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。(医療法第58条の2第5項)</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第58条の2第4項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)、ならびに「医療法人の合併及び分割について」(平成28年3月25日医政発第0325第5号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	(ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見120日を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法人合併認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人の新設合併の認可
概 要	<p>医療法人は他の医療法人と合併することができます。(医療法第57条) 2以上の医療法人の合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併により設立する医療法人に継承させることとなります。(医療法第59条) 社団たる医療法人は、新設分割契約について総社員の同意を得なければなりません。(医療法人第59条の2) 財団たる医療法人は、新設分割契約について理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。(医療法第59条の2) 認可に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。(医療法第59条の2)</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第59条の2
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)、ならびに「医療法人の合併及び分割について」(平成28年3月25日医政発第0325第5号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	(ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見120日を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法人合併認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人の吸収分割の認可
概 要	<p>医療法人の病院事業等に関する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に継承させることができます。(医療法第60条)</p> <p>社団たる医療法人は、吸収分割契約について総社員の同意を得なければなりません。(医療法人第60条の3第1項)</p> <p>財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。(医療法第60条の3第3項)</p> <p>認可に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。(医療法第60条の3第5項)</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第60条の3第4項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)、ならびに「医療法人の合併及び分割について」(平成28年3月25日医政発第0325第5号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	(ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見120日を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法人分割認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	医療法人の新設分割の認可
概 要	<p>1 又は 2 医療法人が病院事業等に関する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に継承させることができます。(医療法第 6 1 条)</p> <p>社団たる医療法人は、新設分割契約について総社員の同意を得なければなりません。(医療法人第 6 1 条の 3)</p> <p>財団たる医療法人は、新設分割契約について理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。(医療法第 6 1 条の 3)</p> <p>認可に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。(医療法第 6 1 条の 3)</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第 6 1 条の 3
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和 61 年 6 月 26 日 健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)、ならびに「医療法人の合併及び分割について」(平成 28 年 3 月 25 日 医政発第 0325 第 5 号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	(ただし、本件は年 2 回開催される大阪府医療審議会に諮り意見 1 2 0 日 を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提 出 先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法人分割認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手 数 料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	社団たる医療法人の残余財産の処分の認可
概 要	旧医療法において、法人の定款によって処分しきれない残余財産は、清算人が総社員の同意を得たうえで大阪市保健所長の認可を受けて処分します。 この規定は、経過措置型医療法人に対して適用されます。
根拠法令等 及び条項	医療法附則第10条第2項 旧医療法第56条第2項
審査基準	「医療法人制度について」(平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	20日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社団たる医療法人の残余財産の処分の認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	財団たる医療法人の残余財産の処分の認可
概 要	旧医療法において、法人の寄附行為によって処分しきれない残余財産は、清算人が大阪市保健所長の認可を受けて処分します。 この規定は、経過措置型医療法人に対して適用されます。
根拠法令等 及び条項	医療法附則第10条第2項 旧医療法第56条第3項
審査基準	「医療法人制度について」(平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	20日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	財団たる医療法人の残余財産の処分の認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	薬局の開設許可、更新申請
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)において、薬局開設者でなければ、業として、薬剤師による調剤及び医薬品の販売等を行ってはいけません。大阪市内において薬剤師による調剤及び医薬品の販売等を行う場合は大阪市長の許可を受けなければ開設できません。許可については6年毎の更新が必要です。
根拠法令等 及び条項	・医薬品医療機器等法第4条第1項、第4項、第5条（許可基準） （昭和35年8月10日法律 第145号） ・大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準 （健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置）
審査基準	（審査基準） 医薬品医療機器等法第5条の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。 （許可の申請） 1 許可申請に必要な書類 （1） 薬局開設許可申請書（医薬品医療機器等法施行規則様式第一 1部） （2） 薬剤師、登録販売者の氏名、住所、週当たり勤務時間数、薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類 （3） 付近の見取り図（市場・スーパー・ビル等同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図も必要） （4） 店舗の平面図 （5） 申請者が法人の場合は登記事項証明書（発行日より6ヵ月以内のもの） ※合併または分社化により申請時に添付できない場合は、事前にご相談ください。 （6） 申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 ※ 申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合 （7） 管理薬剤師の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ア 申請者が管理薬剤師を兼務する場合は不要です。 イ 法人の役員が管理薬剤師の場合は雇用契約書の写し等に代えて、当該店舗を実地に管理する旨の記載がある誓約書が必要です。 （8） 管理薬剤師以外に雇用する薬剤師又は登録販売者がいる場合は、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ※派遣の場合は、派遣先及び申請者の両方の使用関係証明書が必要です。 （9） 管理薬剤師およびその他従事者の薬剤師免許証・販売従事登録証の写し（提示） ただし、管理薬剤師が、薬剤師法第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令（再教育研修命令）を受けた者である場合は、教育研修修了登録証の写し（提示） （10） 勤務表（※管理薬剤師のみ勤務する場合も必要となります。） （11） 体制省令に準拠した指針および手順書 （12） 特定販売に関する書類（特定販売を行う場合のみ） （13） 放射性医薬品に関する書類（放射性医薬品を取扱う場合のみ） （14） 調剤器具・書籍（磁気ディスク等を含む）（調査時確認） （15） 遡及申請する場合は、遡及願 ア 開設者の死亡を証明する書類 イ 承継者が血族である場合は、血族であることを証明する書類 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。 （許可の更新） 引き続き同一の許可を受ける場合は、有効期限の満了する前に、許可更新申請を行なうこと。 1 許可更新申請書に必要な書類 （1） 薬局・薬局製剤製造販売業・製造業許可更新申請書（様式7号 1部） （2） 許可証（原本） 紛失した場合には、紛失理由書 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。
標準処理期間	新規許可申請 21日間 許可更新申請 14日間（年末更新は3ヵ月間） ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000269011.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	薬局製剤製造販売業の許可、更新
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)では、薬局において医薬品を製造し販売できる品目が定められており、薬局製剤製造販売業の許可を受けたものでなければ薬として医薬品の製造販売を行ってはいけません。大阪市内の薬局において医薬品を製造販売する場合は大阪市長の許可を受けなければ販売できません。許可については6年毎の更新が必要です。
根拠法令等 及び条項	・医薬品医療機器等法第12条、第12条の2第2項（許可の基準）（昭和35年8月10日法律 第145号） ・大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準 （健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置）
審査基準	（審査基準） 医薬品医療機器等法第12条の2第2項の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。 （許可の申請） 1 許可申請に必要な書類 （1） 薬局製剤製造販売業許可申請書（医薬品医療機器等法施行規則様式第九 1部） （2） 申請者が法人の場合は登記事項証明書（発行日より6ヵ月以内のもの） （3） 申請者が法人の場合は、その組織図 （4） 申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 ※ 申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合 （5） 総括製造販売責任者の薬剤師免許証の写し（提示） （6） 総括製造販売責任者の雇用契約書の写し又は使用関係証書 ※薬局等構造設備規則第11条の規定及び平成17年3月25日付け薬食審査発第0325009号通知を踏まえ、当該薬局の管理者が総括製造販売責任者、製造管理者を兼務してください。 （7） 遡及申請する場合は、遡及願 ア 開設者の死亡を証明する書類 イ 承継者が血族である場合は、血族であることを証明する書類 ※薬局製剤製造業許可申請及び薬局製剤製造販売承認申請と同時に申請してください。 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。 （許可の更新） 引き続き同一の許可を受ける場合は、有効期限の満了する前に、許可更新申請を行うこと。 1 許可更新申請に必要な書類 （1） 薬局・薬局製剤製造販売業・製造業許可更新申請書（様式第7号 1部） （2） 許可証（原本） 紛失した場合には、紛失理由書 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。
標準処理期間	新規許可申請 21日間 許可更新申請 14日間（年末更新は3ヵ月間） ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000269011.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	薬局製剤製造業の許可、更新
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）では、薬局において医薬品を製造し販売できる品目が定められており、薬局製剤製造業の許可を受けたものでなければ業として医薬品の製造を行ってはいけません。大阪市内の薬局において医薬品の製造を行う場合は大阪市長の許可を受けなければなりません。許可については6年毎の更新が必要です。
根拠法令等 及び条項	・ 医薬品医療機器等法第13条第1項、第3項、第4項、第5項（許可の基準）、第6項（昭和35年8月10日法律 第145号） ・ 大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準（健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置）
審査基準	（審査基準） 医薬品医療機器等法第13条第5項の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。 （許可の申請） 1 許可申請に必要な書類 （1） 薬局製剤製造業許可申請書（医薬品医療機器等法施行規則様式第九 1部） ※薬局製剤製造業に係る試験検査器具を店舗に備えていない場合については、試験検査機関との使用契約又は使用関係を証する書類 （2） 申請者が法人の場合は登記事項証明書（発行日より6ヵ月以内のもの） （3） 申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 ※ 申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合 （4） 製造管理者の薬剤師免許証の写し（提示） （5） 製造管理者の雇用契約書の写し又は使用関係証書 ※薬局等構造設備規則第11条の規定及び平成17年3月25日付け薬食審査発第0325009号通知を踏まえ、当該薬局の管理者が総括製造販売責任者、製造管理者を兼務してください。 （6） 遡及申請する場合は、遡及願 ア 開設者の死亡を証明する書類 イ 承継者が血族である場合は、血族であることを証明する書類 ※薬局製剤製造販売業許可申請及び薬局製剤製造販売承認申請と同時に申請してください。 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。 （許可の更新） 引き続き同一の許可を受ける場合は、有効期限の満了する前に、許可更新申請を行うこと。 1 許可更新申請に必要な書類 （1） 薬局・薬局製剤製造販売業・製造業許可更新申請書（様式第7号 1部） （2） 許可証（原本） 紛失した場合には、紛失理由書 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。
標準処理期間	新規許可申請 21日間 許可更新申請 14日間（年末更新は3ヵ月間） ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000269011.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	薬局製剤製造販売の承認
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)では、薬局において医薬品を製造し販売できる品目が定められており、製造販売をしようとする者は品目ごとに承認を受けなければなりません。大阪市内の薬局において製造販売をする場合は大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	・ 医薬品医療機器等法第14条第1項、第2項（承認の基準） （昭和35年8月10日法律 第145号） ・ 大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準 （健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置）
審査基準	（審査基準） 医薬品医療機器等法第14条第2項の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。 （承認の申請） 1 承認申請書には次の書類が添付されていること。 （1） 薬局製剤製造販売業の許可書の写し ※薬局製剤製造販売業及び薬局製剤製造業許可申請と同時に申請してください。 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。
標準処理期間	新規承認申請 21日間 ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000269011.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	薬局製造医薬品の製造承認事項の一部変更承認
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)では、薬局において医薬品を製造し販売できる品目が定められており、製造販売をしようとする者は品目ごとに承認を受けなければなりません。また、当該品目について承認された事項の一部を変更する場合には、その変更について大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品医療機器等法第14条第15項、第2項（承認の基準） （昭和35年8月10日法律 第145号） ・ 大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準 （健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置）
審査基準	<p>(審査基準) 医薬品医療機器等法第14条第2項の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。</p> <p>(申請) 1 承認に必要な書類 (1) 薬局製剤製造販売承認申請書（医薬品医療機器等法施行規則様式第二十二 2部） (2) 追加する品目一覧 2部 (3) 承認整理届書 2部 ※追加のみの場合は、(1)及び(2)。削除のみの場合は(3)のみ。</p> <p>2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。</p>
標準処理期間	14日間 ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000269011.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	店舗販売業の許可、更新
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)において、医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品の販売等を行ってはいけません。大阪市内において医薬品の販売等を行う場合は大阪市長の許可を受けなければ開設できません。許可については6年毎の更新が必要です。
根拠法令等 及び条項	・医薬品医療機器等法第24条第1項、第2項、第26条第4項、第5項（許可基準） （昭和35年8月10日法律 第145号） ・大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準 （健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置）
審査基準	（審査基準） 医薬品医療機器等法第26条第4項、第5項の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。 （許可の申請） 1 許可申請に必要な書類 （1）店舗販売業許可申請書（医薬品医療機器等法施行規則様式七十六 1部） （2）薬剤師、登録販売者の氏名、住所、週当たり勤務時間数、薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類 （3）付近の見取り図（市場・スーパー・ビル等同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図も必要） （4）店舗の平面図 （5）申請者が法人の場合は登記事項証明書（発行日より6ヵ月以内のもの） ※合併または分社化により申請時に添付できない場合は、事前にご相談ください。 （6）申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 ※申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合 （7）店舗管理者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ア 申請者が店舗管理者を兼務する場合は不要です。 イ 法人の役員が店舗管理者の場合には、雇用契約書の写し等に代えて、当該店舗を実地に管理する旨の記載がある誓約書が必要です。 ウ 第一類医薬品を販売する店舗で登録販売者を店舗管理者として指定する場合、薬剤師が管理者である薬局等で登録販売者として3年以上かつ2,880時間以上従事したことの証明が必要となります。この場合、補佐人として薬剤師の登録が必要です。 （8）店舗管理者以外に雇用する薬剤師又は登録販売者がいる場合は、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ※派遣の場合は、派遣先及び申請者の両方の使用関係証明書が必要です。 （9）ア 店舗管理者およびその他従事者の薬剤師免許証の写し（提示）又は販売従事登録証の写し（提示） イ 店舗管理者が薬剤師の場合であって、薬剤師法第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令（再教育研修命令）を受けた者である場合は、教育研修修了登録証の写し（提示） （10）勤務表（※店舗管理者のみ勤務する場合も必要となります。） （11）体制省令に準拠した指針および手順書 （12）特定販売に関する書類（特定販売を行う場合のみ） 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。 （許可の更新） 引き続き同一の許可を受ける場合は、有効期限の満了する前に、許可更新申請を行うこと。 1 許可更新申請書に必要な書類 （1）店舗販売業許可更新申請書（医薬品医療機器等法施行規則様式第七十八 1部） （2）許可証（原本） 紛失した場合には、紛失理由書 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。
標準処理期間	新規許可申請 21日間 許可更新申請 14日間（年末更新は3ヶ月） ※ただし、標準処理機関には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000269440.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分担当名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	販売業登録申請、更新申請
概要	毒物及び劇物取締法において、毒物または劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物または劇物の販売等を行ってはいけません。大阪市内において毒物劇物の販売業を行う場合は大阪市長の登録を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	毒物及び劇物取締法第4条（営業の登録）、第5条（登録基準） (昭和25年12月28日法律 第303号) 大阪市毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の登録等審査基準(健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置)
審査基準	(審査基準) 毒物及び劇物取締法第5条の規定及び「大阪市毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の登録等審査基準」に適合していること。 (登録の申請) 1 登録申請書には次の書類が添付されていること。 (1) 毒物劇物販売業登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則別記第2号様式 1部） (2) 店舗の平面図並びに付近見取り図 (3) 毒物劇物保管場所の概要図 (4) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書（発行日より6カ月以内）又は定款、寄付行為の写し (5) 毒物劇物取扱責任者設置届 ア 毒物劇物取扱責任者資格を証する書類の写し イ 毒物劇物取扱責任者の診断書 ウ 雇用関係証明書又は雇用契約書の写し 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。 (登録の更新) 引き続き同一の登録を受ける場合は、有効期限の満了する前に、登録更新申請を行うこと。 1 登録更新申請書には次の書類が添付されていること。 (1) 毒物劇物販売業登録更新申請書（毒物及び劇物取締法施行規則別記第5号様式 1部） (2) 登録票 紛失した場合には、紛失理由書 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。
標準処理期間	新規登録申請 21日間 登録更新申請 14日間（年末更新は3ヶ月間） ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局 生活衛生部 生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、担当において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局 生活衛生部 生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004813.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	公害健康被害者の認定(第一種地域)
概要	認定は、認定を受けようとする者の申請に基づき、都道府県知事等(大阪市)が医学、法学等の専門家により構成される公害健康被害認定審査会の意見をきいて行われます。第一種地域(著しい大気の汚染が生じ、その影響によって、汚染と個人々の健康被害との因果関係の特定が困難な疾病が多発している地域。大阪市を含む全国で41地域が指定されました。)については、一定期間以上居住又は通勤しており、指定疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫並びにこれらの続発症)にかかっている場合、都道府県知事等によって公害による健康被害者と認定がなされましたが、昭和63年に制度が改正され、第一種指定地域及び指定疾病をすべて解除し、新たな患者の認定は行わないこととされました。ただし、他の指定地域での被認定者が大阪市に転入された場合、大阪市の認定患者として認定されます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第4条第6項 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第4条
審査基準	第4条第6項 第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病については、重ねて第1項の認定を受けることができない。ただし、同一の疾病が第2条第3項の規定により定められた他の都道府県知事の管轄に属する第一種地域の区域内に住所を移し、又は一日のうち指定時間以上の時間をその区域内で過ごすことが常態となった場合において、当該他の都道府県知事に対しその旨の届出をしたときは、当該疾病について現に受けている第1項の認定は、当該他の都道府県知事がした同項の認定とみなす。
標準処理期間	3か月
経由日数	2日
提出先	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	・認定都道府県知事等変更届(様式第2号) ・障害補償費請求書(様式第12号) ・口座振込依頼書(様式第53号) ・住民票 ・転入前旧指定地域の公害医療手帳 をお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	公害健康被害者の認定の更新申請
概要	被認定者は、指定疾病の有効期間の満了前に治る見込みのないときは、認定更新を受けることができます。認定の更新は、認定の更新を受けようとする者の申請に基づき、都道府県知事等（大阪市）が公害健康被害認定審査会の意見をきいて行います。認定更新が行われたときは、都道府県知事等から公害医療手帳が再度交付されます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第8条第2項 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第8条 公害健康被害補償法に基づくぜん息性気管支炎の認定について（昭和55年5月20日環保業第331号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）
審査基準	第8条 前条第1項又は第2項の規定により有効期間が定められた被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前になおる見込みがないときは、当該被認定者は、都道府県知事に対し、認定の更新を申請することができます。 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、公害健康被害認定審査会の意見をきき当該指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新する。
標準処理期間	3か月
経由日数	2日
提出先	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
提出時期	有効期間満了する日の属する月の3か月前から期間満了日まで
提出方法	・認定更新申請書(様式第5号) ・診断書(認定更新用:様式第31号) ・医学的検査報告書(様式第34号) ・レントゲンフィルム、心電図等 をお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	障害補償費の支給申請
概要	被認定者が指定疾病にかかったことによる労働能力の損失等を填補するため、15歳以上の被認定者に対し、請求に基づき公害健康被害認定審査会の意見をきいて、障害の程度（特級～3級）に応じて定期的に一定額を支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第25条第1項、第26条第1項 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第8条、第9条、第10条、第11条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第19条 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第110号） 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準（昭和49年8月31日環境庁告示第47号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）
審査基準	第25条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者（政令で定める年齢に達しない者を除く。）の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。 第26条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額（指定疾病による障害の程度が前条第1項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあっては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額）とする。 2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。
標準処理期間	3か月
経由日数	2日
提出先	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	・障害補償費請求書(様式第12号) ・主治医診断報告書(様式第32号) ・医学的検査報告書(様式第35号) ・レントゲンフィルム、心電図等 をお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	障害補償費の額の改定申請
概要	障害補償費の支給を受けている者は、都道府県知事等（大阪市）に対し、指定疾病による障害の程度が増進したことを理由として、障害補償費の額の改定を請求することができます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第28条第4項 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第22条 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第110号） 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準 （昭和49年8月31日環境庁告示第47号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）
審査基準	第28条 3 障害補償費の支給を受けている者は、都道府県知事に対し、当該指定疾病による障害の程度が増進したことを理由として、障害補償費の額の改定を請求することができる。 4 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事は、その者の指定疾病による障害の程度を診査しなければならない。第2項の規定は、この場合について準用する。
標準処理期間	3か月
経由日数	2日
提出先	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	・障害補償費改定請求書(様式第14号) ・主治医診断報告書(様式第32号) ・医学的検査報告書(様式第35号) ・レントゲンフィルム、心電図等 をお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	遺族補償費の支給申請
概 要	被認定者が指定疾病に起因して死亡したことによる損害を填補するため、被認定者によって生計を維持していた一定範囲の遺族に対し、請求に基づき公害健康被害認定審査会の意見をきいて定期的に一定額を支給します(10年を限度)。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第29条第1項、第30条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第15条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第23条 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第108号) 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第109号) 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号)
審査基準	申請者が、公害健康被害の補償等に関する法律第30条に規定されている遺族であることを要件として、以下の点に留意して、被認定者が指定疾病に起因して死亡したかどうかについて審査を行います。 ・公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号) 第4 遺族補償費・遺族補償一時金 1 指定疾病に起因した死亡の要件 「指定疾病に起因して死亡した」という要件に該当するかどうかは、次の点に留意して、公害健康被害認定審査会の意見を聴いた上で決定するものであること。 ア 「指定疾病に起因して死亡した」という趣旨は、指定疾病が直接の原因となって死亡した場合、いわば、相当因果関係の認められる場合に限らず、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合を含むものであること。 イ したがって指定疾病により続発症を起し、これにより死亡した場合や既にある他の疾病と指定疾病が同時に悪化したため死亡した場合は、指定疾病に起因して死亡したもとなるものであること。 ウ 直接の死因が指定疾病によらない場合に、指定疾病に起因して死亡したと認め得る場合が前記ア、イの他にあるかどうかについては、個々のケースにつき慎重に判断されたいこと。
標準処理期間	6か月
経由日数	2日
提出先	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。①遺族補償請求書(様式第15号) ②口座振込依頼書(様式第53号) ③認定死亡患者主治医診断報告書兼請求書(様式第36号) ④法定死亡診断書(死体検案書)の写し ⑤請求者と死亡した被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本 ⑥先順位者・請求者以外の同順位者の存在、不存在(死亡を含む)を証明できる戸籍の謄本又は抄本 ⑦請求者が被認定者によって生計を維持していたことを証明することができる書類。
手数料	なし
相談窓口	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備 考	上記提出方法については、一般的なケースを記載したものであり、請求者の状況や証明内容によっては、追加で書類をご提出いただいたり、提出書類が異なる場合があります。提出に際しては、上記に記載の相談窓口にご相談いただきますようお願いいたします。 なお、被認定者が死亡した時から2年を経過したときは、請求することができません。

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	遺族補償一時金の支給申請
概 要	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合において遺族補償費の対象となる遺族がいないときは、その他の遺族に対し、請求に基づき公害健康被害認定審査会の意見をきいて、一時金として支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第35条第1項 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第18条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第28条 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第108号) 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第109号) 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号)
審査基準	申請者が、公害健康被害の補償等に関する法律第35条第1項に規定されている遺族であることを要件として、以下の点に留意して、被認定者が指定疾病に起因して死亡したかどうかについて審査を行います。 ・公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号) 第4 遺族補償費・遺族補償一時金 1 指定疾病に起因した死亡の要件 「指定疾病に起因して死亡した」という要件に該当するかどうかは、次の点に留意して、公害健康被害認定審査会の意見を聴いた上で決定するものであること。 ア 「指定疾病に起因して死亡した」という趣旨は、指定疾病が直接の原因となって死亡した場合、いわば、相当因果関係の認められる場合に限らず、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合を含むものであること。 イ したがって指定疾病により続発症を起し、これにより死亡した場合や既にある他の疾病と指定疾病が同時に悪化したため死亡した場合は、指定疾病に起因して死亡したもとなるものであること。 ウ 直接の死因が指定疾病によらない場合に、指定疾病に起因して死亡したと認め得る場合が前記ア、イの他にあるかどうかについては、個々のケースにつき慎重に判断されたいこと。
標準処理期間	6 か月
経由日数	2 日
提出先	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随 時
提出方法	以下の書類を被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。①遺族補償請求書(様式第15号) ②口座振込依頼書(様式第53号) ③認定死亡患者主治医診断報告書兼請求書(様式第36号) ④法定死亡診断書(死体検案書)の写し ⑤請求者と死亡した被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本 ⑥先順位者・請求者以外の同順位者の存在、不存在(死亡を含む)を証明できる戸籍の謄本又は抄本 ⑦請求者が被認定者によって生計を維持していたことを証明することができる書類。(状況により必要)
手数料	なし
相談窓口	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備 考	上記提出方法については、一般的なケースを記載したものであり、請求者の状況や証明内容によっては、追加で書類をご提出いただいたり、提出書類が異なる場合があります。提出に際しては、上記に記載の相談窓口にご相談いただきますようお願いいたします。 なお、被認定者が死亡した時から2年を経過したときは、請求することができません。

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	遺族補償一時金(差額)の支給申請
概要	遺族補償費を受けていた者が、死亡する等により遺族補償費を支給されないこととなった場合において、他に遺族補償費を受けることができる遺族がなく、かつ、被認定者の死亡により支給された遺族補償費の額の合計額が遺族補償一時金の額に満たないときは、その他の遺族に対し、請求に基づき一時金として支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第35条第3項 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第30条 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第108号) 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第109号) 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号)
審査基準	遺族補償費を受けていた者が、遺族補償費を支給されないこととなった場合において、他に遺族補償費を受けることができる遺族がなく、かつ、被認定者の死亡により支給された遺族補償費の額の合計がその死亡した者について、法第36条第1項の規定により算定した額に満たないときは、法第35条第1項各号に掲げる者の請求に基づき、遺族補償一時金を支給します。
標準処理期間	6か月
経由日数	2日
提出先	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。①遺族補償一時金請求書(差額一時金用)(様式第17号) ②口座振込依頼書(様式第53号) ③請求者と死亡した被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本 ④先順位者・請求者以外の同順位者の存在、不存在(死亡を含む)を証明できる戸籍の謄本又は抄本
手数料	なし
相談窓口	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備考	上記提出方法については、一般的なケースを記載したものであり、請求者の状況や証明内容によっては、追加で書類をご提出いただいたり、提出書類が異なる場合があります。提出に際しては、上記に記載の相談窓口にご相談いただきますようお願いいたします。 なお、遺族補償費を受けていた者が死亡した時から2年を経過したときは、請求することができません。

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	療養手当の支給申請
概要	一定の病状の被認定者に対し、請求に基づき入院に要する交通費等の諸雑費として一定額を支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第40条第1項 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第22条、23条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第35条 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）
審査基準	第40条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病について第19条第1項各号に掲げる療養を受けており、かつ、その病状の程度が政令で定める病状の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、その病状の程度に応じた政令で定める額の療養手当を支給する。 第19条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給付を行なう。 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 医学的処置、手術及びその他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送
標準処理期間	2か月
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所管理課審査・給付グループ
提出時期	指定疾病の療養を受けた月の翌月10日までに必着するよう提出
提出方法	指定疾病での療養を受けた月分の療養手当請求書を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課審査・給付グループ
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備考	療養手当の請求は、診療を受けた月の翌月の1日から2年を経過したときは、請求することができません。

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	葬祭料の支給申請
概 要	指定疾病に起因して被認定者が死亡したときに、葬祭を行った者に対し、請求に基づき公害健康被害認定審査会の意見をきいて、一定額を支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第41条第1項 公害の補償等に関する法律施行規則第36条 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環企第108号) 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環企第109号) 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環企第587号)
審査基準	申請者が、公害健康被害の補償等に関する法律第41条第1項に規定されている手続対象者であることを要件として、以下の点に留意して、被認定者が指定疾病に起因して死亡したかどうかについて審査を行います。 ・公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環企第587号) 第4 遺族補償費・遺族補償一時金 1 指定疾病に起因した死亡の要件 「指定疾病に起因して死亡した」という要件に該当するかどうかは、次の点に留意して、公害健康被害認定審査会の意見を聴いた上で決定するものであること。 ア 「指定疾病に起因して死亡した」という趣旨は、指定疾病が直接の原因となって死亡した場合、いわば、相当因果関係の認められる場合に限らず、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合を含むものであること。 イ したがって指定疾病により続発症を起し、これにより死亡した場合や既にある他の疾病と指定疾病が同時に悪化したため死亡した場合は、指定疾病に起因して死亡したものとなるものであること。 ウ 直接の死因が指定疾病によらない場合に、指定疾病に起因して死亡したと認め得る場合が前記ア、イの他に あるかどうかについては、個々のケースにつき慎重に判断されたいこと。 第7 葬祭料 1 支給の対象 葬祭料の支給の対象については第4の1と同様の取扱いとなるものであること。
標準処理期間	6か月
経由日数	2日
提出先	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随 時
提出方法	以下の書類を被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。①葬祭料請求書(様式第19号) ②口座振込依頼書(様式第53号) ③認定死亡患者主治医診断報告書兼請求書(様式第36号) ④法定死亡診断書(死体検案書)の写し ⑤葬祭を行ったことを証明する書類(葬儀の領収書等)
手数料	なし
相談窓口	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000641700.html
備 考	上記提出方法については、一般的なケースを記載したものであり、請求者の状況や証明内容によっては、追加で書類をご提出いただいたり、提出書類が異なる場合があります。提出に際しては、上記に記載の相談窓口にご相談いただきますようお願いいたします。 なお、被認定者が死亡した時から2年を経過したときは、請求することができません。

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の設置の許可
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設の設置が生活環境に与える影響が大きいことから、その設置については一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してのみその禁止を解除しています。一般廃棄物処理施設の設置においては施設面および人的能力面について基準が定められており、大阪市内に施設を設置する場合は、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	申請が次の各号のいずれにも適合していることが必要。 1 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 3 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	処分期間 90日間（焼却施設及び廃棄物の最終処分場にあつては、120日間） ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	施設によって手数料が異なります。 ・ 焼却施設及び最終処分場設置許可申請 130,000円 ・ その他の一般廃棄物処理施設 110,000円
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	一般廃棄物処理施設の定期検査
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）について定期的に大阪市長の検査を受け、規定する基準に適合する必要があります。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	その一般廃棄物処理施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
標準処理期間	処分期間 60日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 <ul style="list-style-type: none">・ 補正に要した期間及び返却期間・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設定期検査申請書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	33,000円
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	一般廃棄物処理施設の熱回収の認定・更新
概 要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、熱回収施設等が規定する基準に適合していることについて大阪市長の認定を受けることができます。認定については5年毎の更新が必要です。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項、第2項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	申請が次の各号のいずれにも適合していることが必要。 1 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
標準処理期間	処分期間 60日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	熱回収施設設置者認定（更新）申請書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	認定 33,000円 更新 20,000円
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の使用前検査
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設の設置または変更の許可を受けたものは、その使用前に検査を受け、申請書に記載された設置または変更に関する計画に適合していることを認められなければ、施設を使用してはならないと規定しています。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項及び第9条第2項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	設置又は変更の許可に係る申請書に記載した設置又は変更に関する計画に適合していること。
標準処理期間	処分期間 30日間（焼却施設及び廃棄物の最終処分場にあつては、60日間） ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の変更の許可
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設においては、処理する一般廃棄物の種類・施設の能力・施設の位置・構造等の設置に関する計画・施設の維持管理に関する計画を変更することは生活環境に与える影響が大きいことから、大阪市長の許可が必要であると規定しています。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	申請が次の各号のいずれにも適合していることが必要。 1 その一般廃棄物処理施設の変更に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2 その一般廃棄物処理施設の変更に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 3 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の変更に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の変更及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	処分期間 90日間（焼却施設及び廃棄物の最終処分場にあつては、120日間） ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設変更許可申請書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	施設によって手数料が異なります。 ・ 焼却施設及び最終処分場設置許可申請 120,000円 ・ その他の一般廃棄物処理施設 100,000円
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生担当課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	一般廃棄物の最終処分場の廃止確認
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物の最終処分場を廃止する場合は、廃止の技術上の基準に適合し、廃棄物処理施設としての維持管理を行わなくても生活環境の保全上の問題が生じるおそれがない状態になっていることの確認を大阪市長に受けなければならないと規定しています。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項及び第9条の3第11項
審査基準	昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第3項に規定する技術上の基準に適合すること。
標準処理期間	処分期間 60日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 <ul style="list-style-type: none">・ 補正に要した期間及び返却期間・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の届出（市町村による設置）
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、大阪市長への届出が必要です。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 （健康局生活衛生部生活衛生課窓口を設置）
審査基準	一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
標準処理期間	処分期間 30日間（焼却施設及び廃棄物の最終処分場にあつては、60日間） ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設設置届出書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の変更の届出（市町村による設置）
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村が設置する一般廃棄物処理施設においては、処理する一般廃棄物の種類・施設の能力・施設の位置・構造等の設置に関する計画・施設の維持管理に関する計画を変更することは生活環境に与える影響が大きいため、大阪市長へ変更の届出が必要であると規定しています。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 （健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置）
審査基準	一般廃棄物処理施設の変更に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
標準処理期間	処分期間 30日間（焼却施設及び廃棄物の最終処分場にあつては、60日間） ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 <ul style="list-style-type: none">・ 補正に要した期間及び返却期間・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設変更届出書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の譲り受け等許可
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設の設置許可の要件に申請者の能力等が規定されていることから、施設を譲り受け、又は借り受けようとするものも同様に、施設の維持管理を的確に、かつ継続して行えるものとして、大阪市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	申請が次の各号のいずれにも適合していることが必要。 1 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 2 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	処分期間 60日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	-
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	94,000円
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設設置者の合併及び分割の認可
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設の設置許可の要件に申請者の能力等が規定されていることから、許可を受けた法人に合併（許可を受けた法人が存続する場合は除く。）又は分割があった場合は、合併後存続する法人、合併により設立された法人、又は分割により当該施設を承継する法人は施設の維持管理を的確に、かつ継続して行えるものとして、大阪市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	申請が次の各号のいずれにも適合していることが必要。 1 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 2 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	処分期間 60日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	合併・分割認可申請書及び添付書類各2部を健康局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	94,000円
相談窓口	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	浄化槽清掃業の許可
概要	浄化槽法では、浄化槽の清掃が公衆衛生に与える影響が大きいため、浄化槽清掃業を一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してだけその禁止を解除しています。浄化槽清掃業を行うためには、施設面及び人的能力面において基準が定められています。また、浄化槽清掃業を行うためには実際に営業を行う区域を管轄する市町村長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第35条第1項 浄化槽法第36条 浄化槽法施行規則第11条 浄化槽清掃業事務取扱（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所環境衛生監視課窓口に設置）
審査基準	<p>・申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可しません。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令（別添 参考資料参照）で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</p> <p>ニ 第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項 若しくは第六項の規定、第七条の二第一項の規定若しくは同法第十六条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第七条の三の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項 又は第六項 の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第七条の四の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</p> <p>リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>・申請者が大阪市内に営業所を有していること</p> <p>・申請者が自ら許可業務を実施すること</p>
標準処理期間	処分期間 23日間（ただし、閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	浄化槽清掃業許可申請書、添付書類各2部及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	10,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06 - 6208 - 9996）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	第1種動物取扱業の登録
概要	動物の愛護及び管理に関する法律では、動物取扱業（動物の販売〔個人ブリーダー、取次ぎ又は代理を含む〕、保管〔ペットホテル、注意：ペットの美容室を含むことあり〕、貸出し、訓練、展示〔ふれあい施設含む〕、競りあわせ業、譲受飼養業）を一般人が行うことを禁止しており、大阪市内で第1種動物取扱業を営もうとするものは、前もって大阪市長に登録しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第10条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条、第2条の2、第3条
審査基準	<p>・登録を受けようとするものが、次の各号に該当するとき、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準に適合していないと認めるとき、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者 4 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第1種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第1種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの 5 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 5の2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 6 この法律の規定、化製場等に関する法律第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定、外国為替及び外国貿易法第六十九条の七第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）第七十号第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 7の2 第1種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるものとして定める者 8 法人であつて、その役員又は使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの 9 個人であつて、その使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの <p>・動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準及び飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していること（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条（参考資料「動愛－1」、https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418M60001000001）</p>
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	動物取扱業登録申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室へ提出してください。
手数料	15,000円（同じ事業所で同時に2つ以上の動物取扱業の種別の登録を受けようとする場合は、1業種ごとに7,500円追加）
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007339.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06 - 6208 - 9996）
処分課（担当）名	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
処分の名称	第1種動物取扱業登録の更新
概要	第1種動物取扱業登録者が、登録の有効期間満了（5年）に際し、引き続き、業を営もうとする場合は、動物の愛護及び管理に関する法律第13条に基づき、登録を更新しなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第13条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条、第3条、第4条
審査基準	<p>・登録の更新を受けようとするものが、次の各号に該当するとき、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準に適合していないと認めるとき、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては犬猫等健康安全計画が基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第1種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第1種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 5の2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 この法律の規定、化製場等に関する法律第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号、外国為替及び外国貿易法第六十九条の七第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七十条第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 7の2 第1種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるものとして定める者 法人であつて、その役員又は使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの 個人であつて、その使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの <p>・動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準及び飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していること（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条（参考資料「動愛-2」）、 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418M60001000001）</p>
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
提出時期	随時
提出方法	動物取扱業登録更新申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）へ提出してください。
手数料	13,000円（同じ事業所で同時に2つ以上の動物取扱業の種別の登録を受けようとする場合は、1業種ごとに6,500円追加）
相談窓口	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007524.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第7号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除
概要	大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」の認定を受けた者のうち「生活環境を損なっている」と認められた場合に猫の引取り手数料を免除する。
根拠法令等 及び条項	大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年4月1日条例第46号） 第13条
審査基準	<p>1 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第13条に規定する「特別の事由があると認めるとき」とは、具体的には、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>（1）市長に対して大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」実施要綱（以下「手術助成要綱」という。）第6条の規定に基づく申請を行い、手術助成要綱第8条第1項の規定に基づく認定を市長から受けており、手術助成要綱第11条第1項各号で規定する条件に適合する全ての認定猫の手術が終了していること。</p> <p>（2）市長に対して手術助成要綱第6条の規定に基づく申請を行い、手術助成要綱第7条の規定に基づく飼養状況等の確認のための調査によって、「生活環境を損なっている」と市長より認められていること。</p> <p>具体的には、次のアからカのいずれかに該当する場合とする。</p> <p>ア 強烈的な猫のおいを感じる</p> <p>イ 人に迷惑をかけるような鳴き声その他の猫の飼養に起因する音が発生している。</p> <p>ウ 猫の毛が著しく飛散している。</p> <p>エ 猫の排せつ物が目に付く。</p> <p>オ 衛生害虫が多数発生している。</p> <p>カ 地域住民から猫の飼養に起因する苦情等がある。</p> <p>（3）動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法律」という。）第35条第1項の規定に基づき引取りを求めると認めるときに、全ての猫が手術助成要綱第11条第1項に規定する不妊・去勢手術を受けていないこと。</p> <p>（4）法律第35条第1項の規定に基づく引取りを行った結果、申請者が飼養する猫による出産が起こり得ない状況を確認できること。</p> <p>（5）手術助成要綱第6条の申請を行った際に、申請者が飼養していた未去勢のオス猫全て又は未不妊のメス猫全てを引取るものではないこと。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第13条に規定する「特別の事由があると認めるとき」に当たらない。</p> <p>（1）条例第13条の規定による猫の引取り手数料の免除決定を受けた者が、免除対象となった猫全てを市長に引き渡した後に、再び大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第7号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除取扱要綱（以下「免除取扱要綱」という。）に基づく申請を行う場合。</p> <p>（2）条例第13条の規定による猫の引取り手数料の免除決定を取り消された者が、再び免除取扱要綱に基づく申請を行う場合。</p> <p>（3）申請書の記載内容に虚偽がある場合。</p> <p>（4）申請者において、申請者が飼養していない猫（所有者のいない猫を含む）の引取りを求めるものである場合。</p>
標準処理期間	30日
経由日数	1日
提出先	居住地を管轄する区保健福祉センター
提出時期	随時
提出方法	猫の引取り手数料免除申請書に猫の引取り申請書を添えて提出してください。 （詳細は提出先にお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	居住地を管轄する区保健福祉センター
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06 - 6208 - 9996）
処分課（担当）名	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
処分の名称	特定動物の飼養又は保管の許可
概要	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として環境省が定める動物（以下、「特定動物」）を飼養又は保管しようとする者は、予め特定動物の種類ごとに大阪市長の許可が必要です。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第26条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条の2、第14条、第15条
審査基準	次の各号に適合していなければ、許可をすることはできません。 1 飼養又は保管の目的が次の（1）～（6）のいずれかに適合すること （1）動物園その他これに類する施設における展示 （2）試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用 （3）生業の維持 （4）「改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物」、「動愛法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物」の許可の有効期間の満了又は法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更の際、現に飼養保管している場合 （5）法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において当該個体を相続人が飼養又は保管する場合 （6）その他、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる場合 2 特定動物の性質に応じて、特定動物飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合すること（参考資料「特定－1」） 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418M60001000001 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目 環境省ホームページ https://www.env.go.jp/hourei/18/000288.html 特定動物の飼養又は保管の方法の細目 環境省ホームページ https://www.env.go.jp/hourei/18/000289.html 3 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 （1）動愛法又は動愛法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 （2）許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者 （3）法人であって、その役員のうちに（1）又は（2）のいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
提出時期	随時
提出方法	特定動物飼養・保管許可申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）へ提出してください。
手数料	1件につき20,000円（同一敷地内において飼養又は保管する特定動物で2種以上の許可を同時に受けようとする場合、1種ごとに、10,000円追加）
相談窓口	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007542.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06 - 6208 - 9996）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	特定動物の飼養又は保管の許可に関する変更の許可
概要	特定動物飼養許可を受けた者が特定動物の種類と数、特定飼養施設の所在地、特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項を変更しようとする時は予め市長の許可が必要です。また、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、飼養又は保管の目的、法人にあっては、役員の氏名及び住所、特定動物の管理責任者を変更した場合は、30日以内にその旨の届出が必要です。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第28条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条、第14条、第15条
審査基準	次の各号に適合していなければ、変更を許可することはできません。 1 飼養又は保管の目的が次の（1）～（6）のいずれかに適合すること （1）動物園その他これに類する施設における展示 （2）試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用 （3）生業の維持 （4）「改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物」、「動愛法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物」の許可の有効期間の満了又は法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更の際、現に飼養保管している場合 （5）法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において当該個体を相続人が飼養又は保管する場合 （6）その他、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる場合 2 特定動物の性質に応じて、特定動物飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合すること（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条（参考資料「特定-2」） 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418M60001000001 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目 環境省ホームページ https://www.env.go.jp/hourei/18/000288.html 特定動物の飼養又は保管の方法の細目 環境省ホームページ https://www.env.go.jp/hourei/18/000289.html 3 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 （1）動愛法又は動愛法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 （2）許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者 （3）法人であって、その役員のうちに（1）又は（2）のいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	特定動物飼養・保管変更許可申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室へ提出してください。
手数料	16,000円（同じ事業所で同時に2つ以上の動物取扱業の種別の登録を受けようとする場合は、1業種ごとに8,000円追加）
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007352.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	温泉の利用の許可
概要	温泉法では、国民共有の貴重な財産である温泉の保護及び適正な利用を目的として、一般には利用を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、温泉を利用しようとする者は、大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	温泉法 （昭和23年7月10日法律 第125号） 第15条
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 許可申請書には、次の書類が添付されていること。 <ol style="list-style-type: none"> 温泉利用施設の構造設備の概要 法第18条第2項に規定する温泉成分分析に係る成分分析成績書（以下「成分分析成績書」という。） 温泉掘削許可書の写し 温泉増掘又は動力装置許可書の写し 温泉採取許可書又は可燃性天然ガス濃度確認書の写し 申請者が温泉掘削許可書の名義人と異なるときは、その理由書及びその利用契約書の写し 温泉利用施設の建物の配置図及び平面図並びに配管の敷設状況を示す図面 申請者が法人である場合は法人登記事項証明書 飲用に利用する場合は、水道法第4条第1項に規定する水質基準に関する水質検査成績書 その他市長が必要と認める書類 許可申請書の内容が、温泉法の規定を満たしていること。 その他、「温泉必携」（社団法人日本温泉協会発行、環境省自然環境局監修）掲載の運用通知によること。 当該施設の実地検査の結果、許可申請内容と相違ないこと。
標準処理期間	21日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	35,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006095.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	法人の合併又は分割による温泉の利用の許可の承継承認
概要	温泉法では、国民共有の貴重な財産である温泉の保護及び適正な利用を目的として、一般には利用を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、利用許可を受けた法人が合併または分割によりその許可を承継しようとする場合は、大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	温泉法（昭和23年7月10日法律 第125号） 第16条
審査基準	1 承継承認申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し（合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人又は分割により温泉の利用を承継する法人の定款又は寄附行為の写しでも可） (2) 申請者が法第15条第2項各号に該当しないものであることを誓約する書面 (3) その他市長が必要と認める書類 2 承継資格が適切であること。
標準処理期間	21日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	7,400円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006095.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	相続による温泉の利用の許可の承継承認
概要	温泉法では、国民共有の貴重な財産である温泉の保護及び適正な利用を目的として、一般には利用を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、利用許可を受けた者が死亡し、相続人がその許可を承継しようとする場合は、大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	温泉法 （昭和23年7月10日法律 第125号） 第17条
審査基準	1 承継承認申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 申請者の戸籍謄本（全部事項証明書） (2) 被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本（全部事項証明書） (3) 相続人が2人以上の場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 (4) 地位承継資格の確認書 (5) 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 (6) その他市長が必要と認める書類 2 承継資格確認書の同意を要する相続人全員の同意を得ていること。
標準処理期間	21日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	7,400円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006095.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可、更新
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)において、高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器等の販売、貸与、提供等を行ってはけません。大阪市内において高度管理医療機器等の販売、貸与、提供等を行う場合は大阪市長の許可を受けなければ開設できません。許可については6年毎の更新が必要です。
根拠法令等 及び条項	・ 医薬品医療機器等法第39条（許可基準） （昭和35年8月10日法律 第145号） ・ 大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準 （健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置）
審査基準	（審査基準） 医薬品医療機器等法第39条第3項の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。 （許可の申請） 1 許可申請に必要な書類 （1） 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書（医薬品医療機器等法施行規則様式第八十七 一部） （2） 付近の見取り図（市場・スーパー・ビル等同一フロアに複数の営業所等がある場合には当該フロア全体の配置図も必要） （3） 営業所の平面図 （4） 申請者が法人の場合は登記事項証明書（発行日より6ヵ月以内のもの） （5） 申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 ※ 申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合。 （6） 管理者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類（申請者が管理者を兼務する場合は不要） （7） 管理者の資格を証する書類の写し ア 基礎講習会の修了証 イ 医師免許証、歯科医師免許証、薬剤師免許証 ウ 所定の学校の卒業証書又は卒業証明書、並びに医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する実務従事年数証明書 エ 所定の学校の卒業証書又は卒業証明書、単位修得表、医薬品等の製造実務従事年数証明書など オ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う医療機器修理業責任技術者基礎講習修了証 カ 販売従事登録証(平成18年6月14日法律第69号附則第7条の規定により医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者) キ 販売管理責任者講習会の修了証書 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。 （許可の更新） 引き続き同一の許可を受ける場合は、有効期限の満了する前に、許可更新申請を行なうこと。 1 許可更新申請書に必要な書類 （1） 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請書（医薬品医療機器等法施行規則様式第九十 一部） （2） 許可証（原本） 紛失した場合には、紛失理由書 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。
標準処理期間	新規許可申請 21日間 許可更新申請 14日間（年末更新は3ヵ月間） ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局生活衛生部生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000639483.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	特定毒物研究者の許可
概要	毒物及び劇物取締法において、特定毒物を学術研究上、製造・使用する場合は特定毒物研究者の許可が必要です。大阪市において、この許可を取得するには、大阪市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	毒物及び劇物取締法第6条の2 (昭和25年12月28日法律 第303号) 大阪市毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の登録等審査基準(健康局生活衛生部生活衛生課 窓口に設置)
審査基準	(審査基準) 毒物及び劇物取締法第6条の2の規定及び「大阪市毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の登録等審査基準」に適合していること。 (許可の申請) 1 許可申請書には次の書類が添付されていること。 (1) 特定毒物研究者許可申請書(毒物及び劇物取締法施行規則別記第6号様式 1部) (2) 研究所の設備の概要図 ア 敷地全体図 イ 研究所平面図 ウ 特定毒物を主として研究する部屋の詳細図 エ 特定毒物保管庫の概要図 (3) 研究事項の説明書 (4) 申請者の履歴書 (5) 申請者の診断書 (6) 申請者の資格を証する書類の写し (7) 申請者が当該研究所において特定毒物の研究に従事することの同意書(研究所長名で作成されたもの)
標準処理期間	21日間 ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所 2階南東側 健康局 生活衛生部 生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。
手数料	手数料は不要です。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所 2階南東側 健康局 生活衛生部 生活衛生課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000349195.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定療育機関の指定申請
概要	結核児童療育給付の決定を受けた方は、大阪市の指定を受けた医療機関（指定療育機関）での受診において、療育の給付を受けることになります。 指定療育機関は、病院の開設者の申請に基づき、指定を行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第20条第5項 児童福祉法施行令第23条 児童福祉法施行規則第11条 大阪市結核児童療育給付事業事務取扱要領 （大阪市保健所管理課にて設置）
審査基準	指定療育機関の具備すべき基準は、次のとおりとする。 （1）結核にかかっている児童のみを収容する一又は一区画にまとまった二以上の病室を有し、かつ、その病室の収容定員がおおむね二十人以上であること。 （2）結核の診療に相当の経験を有する医師を置き、かつ、結核の診療のために必要な設備を有すること。 （3）結核にかかっている児童の療養生活の指導を担当する保育士その他の職員を置き、かつ、図書、遊具等その療養生活の指導に必要な設備を有すること。 （4）結核にかかっている児童のために、第一号に規定する病室に近接する場所に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部が置かれているものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかっている児童のために、同法第八十一条第三項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	病院は、指定療育医療機関指定申請書を大阪市保健所管理課へ提出します。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371518.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000199469.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局保健所管理課 (06-6647-0650)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定養育医療機関の指定申請
概要	未熟児養育医療の給付決定を受けた方は、大阪市の指定を受けた医療機関（指定養育医療機関）での受診において、養育医療の給付を受けることになります。 指定養育医療機関は、病院もしくは診療所、又は薬局等の開設者の申請に基づき、指定を行います。
根拠法令等 及び条項	母子保健法第20条第5項 母子保健法施行規則第10条 大阪市母子保健法施行細則第5条第1項から第2項 大阪市未熟児養育医療事業事務取扱要領 （大阪市保健所管理課にて設置）
審査基準	指定養育医療機関の具備すべき基準は、次のとおりとする。 （1）産科又は、小児科を標榜していること。 （2）独立した未熟児用の病室を有すること。 （3）保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。 （4）未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	病院又は診療所の場合は、未熟児養育医療機関指定申請書及び主たる医師の経歴書、 薬局の場合は、未熟児養育医療指定申請書及び管理薬剤師の経歴書、 を健康局保健所管理課へ提出します。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371473.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定
概要	児童福祉法の規定に基づき、本市に所在する病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護ステーションの開設者から申請があったものについて、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第19条の9から第19条の14 児童福祉法施行令第22条の5から第22条の8 児童福祉法施行規則第7条の29から第7条の35 大阪市指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領（大阪市保健所管理課に設置）
審査基準	次に掲げる事項を満たしていること。 （1）指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成26年12月11日付厚生労働省告示第466号）に基づき、懇切丁寧な小児慢性特定疾病医療が行える医療機関又は事業所であること。 （2）病院及び診療所にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。 （3）薬局にあつては、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局であること。 （4）訪問看護ステーションにあつては、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が行う事業所であること。 ただし、児童福祉法第19条の9第2項各号並びに第3項各号のいずれにも該当しない場合とする。
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書を作成のうえ、大阪市保健所管理課へ提出してください。 (様式は、大阪市ホームページからダウンロードしていただけます。)
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286838.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000338017.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分担当名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定
概要	国家戦略特別区域法では、国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業を行う場合には、市長の認定を受けることができるとされています。 したがって、旅館業法の適用を受けない外国人滞在施設経営事業をしようとする者は、その施設ごとに大阪市長から認定を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律 第107号） 第13条第3項
審査基準	認定申請を行う施設が次の基準に適合していること 1 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年大阪市条例第3号）、大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（平成28年大阪市規則第149号）及び大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する要綱に適合していること 2 認定申請書には次の書類が添付されていること (1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書 (2) 申請者が個人である場合には、住民票の写し (3) 賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款※ (4) 施設の構造設備を明らかにする図面（施設の各階ごとの平面図とし、事業の用に供する居室及びそれ以外の居室の別並びに事業の用に供する各居室の間取り、床面積、便所、浴室、台所、洗面設備等の位置を明らかにしたもの） (5) 施設の周辺地域の住民に対する説明の方法及びその記録（説明に使用した資料を含む） (6) 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法（施設の構造設備及び滞在に必要な役務の提供等の概要を含む） (7) 消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し (8) 使用する水が水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水に係る同法第4条の規定による水質基準に関する水質検査成績書の写し (9) 特定認定を受けようとする者が施設の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設に係る法第13条第1項の賃貸借契約以外の全ての賃貸借契約に係る契約書の写し並びに当該施設の所有者及び当該契約書に係る全ての賃貸人が当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することについて承諾していることを証する書面の写し (10) 施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項に規定する区分所有権の目的である建物の部分の場合であって、当該施設に係る区分所有法第30条第1項の規約が定められているときは、当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することが当該規約に違反していないことを証する書面 (11) 付近見取図 (12) 居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内書※ (13) その他市長が必要と認める書類 ※については、日本語及び役務の提供において使用する外国語によるものを添付すること 3 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと
標準処理期間	14日間 ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	21,200円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000341012.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分担当名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の変更認定
概要	国家戦略特別区域法では、国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業を行う場合には、市長の認定を受けることができるとされています。 認定を受けた施設が申請事項を変更しようとするときは市長の認定を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律 第107号） 第13条第6項
審査基準	<p>変更の認定申請を行う施設が次の基準に適合していること</p> <p>1 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年大阪市条例第3号）、大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（平成28年大阪市規則第149号）及び大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する要綱に適合していること</p> <p>2 変更の認定申請書には、変更認定申請書に下記に掲げる事項のうち変更内容が分かるよう当該変更後の書類を添付すること</p> <p>（1）賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款※ （2）施設の構造設備を明らかにする図面（施設の各階ごとの平面図とし、事業の用に供する居室及びそれ以外の居室の別並びに事業の用に供する各居室の間取り、床面積、便所、浴室、台所、洗面設備等の位置を明らかにしたもの） （3）施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法（施設の構造設備及び滞在に必要な役務の提供等の概要を含む） （4）消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し （5）使用する水が水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水に係る同法第4条の規定による水質基準に関する水質検査成績書の写し （6）特定認定を受けようとする者が施設の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設に係る法第13条第1項の賃貸借契約以外の全ての賃貸借契約に係る契約書の写し並びに当該施設の所有者及び当該契約書に係る全ての賃貸人が当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することについて承諾していることを証する書面の写し （7）施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項に規定する区分所有権の目的である建物の部分の場合であって、当該施設に係る区分所有法第30条第1項の規約が定められているときは、当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することが当該規約に違反していないことを証する書面 （8）付近見取図 （9）居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内書※ （10）その他市長が必要と認める書類</p> <p>※については、日本語及び役務の提供において使用する外国語によるものを添付すること</p> <p>3 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと</p>
標準処理期間	<p>14日間（現地調査を行う必要がない変更認定申請については、10日間）</p> <p>※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数</p>
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	10,500円（現地調査を行う必要がない場合は2,500円）
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000341012.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	特定医療費（指定難病）の支給認定申請
概要	特定医療費（指定難病）の支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者が指定医の診断書を添えて申請する。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第6条第1項 大阪市特定医療費（指定難病）支給認定実施要綱
審査基準	指定難病にかかっていると認められる者であって、次のいずれかに該当するものに対し支給認定を行う。 1 その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度（個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度）である者 2 当該支給認定の申請のあった月以前の12月以内に医療費が33,330円を超える月数が既に3月以上ある者
標準処理期間	3ヵ月程度
経由日数	2～5日程度
提出先	居住地の保健福祉センター
提出時期	随時
提出方法	特定医療費（指定難病）支給認定申請書に臨床調査個人票等の必要書類を添付して居住区の保健福祉センターに提出してください。
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉センターまたは大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428145.html https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000624198.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医療機関の指定
概要	申請のあった者（本市に所在する病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者等）に対し、指定難病指定医療機関の指定を行う。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第14条 難病法施行規則第35条 大阪市指定難病医療費助成に係る指定医療機関指定事務取扱要領 (大阪市保健所管理課に設置)
審査基準	次に掲げる事項を満たしていること。 (1) 指定医療機関療養担当規定（平成26年厚生労働省告示第437号）に基づき、懇切丁寧な特定医療が行える医療機関又は事業所であること。 (2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。 (3) 薬局にあつては、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局であること。 (4) 指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者にあつては、療養担当規定に基づき、適切な訪問看護が行える事業所であること。
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	指定医療機関指定申請書を健康局保健所管理課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428819.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443998.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	在宅人工呼吸器使用患者支援事業の登録申請
概要	人工呼吸器使用について特別の配慮を必要とする難病の患者に対し、訪問看護に必要な費用を交付する事業。 本事業の対象患者の決定は、対象患者からの申請に基づいて市長が行う。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第28条第1項第3号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（難病法施行規則）第47条 大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱
審査基準	1 病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等（看護師その他次条に規定する者をいう。）が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要すること。 2 指定難病の患者であること。 3 指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用していること。
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書に訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含むもの）を添付し、健康局保健所管理課へ提出してください。 特定医療費（指定難病）受給者証）及び特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に、指定難病及び当該特定疾患に係る臨床調査個人票の添付が必要です。
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000444000.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000444001.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医の指定
概要	医師からの申請に基づき、指定難病指定医の指定を行う。
根拠法令等 及び条項	難病法第6条第2項 難病法施行規則第15条第1項 大阪市指定難病医療費助成に係る指定医の指定事務取扱要領 (大阪市保健所管理課に設置)
審査基準	診断又は治療に5年以上(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。)従事した経験を有する医師であって、次のいずれかに該当するものを指定医として指定する。 1 難病指定医 ア 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医(以下「専門医」という。)の資格を有すること。 イ 都道府県知事、指定都市市長が行う研修を修了していること。 2 協力難病指定医 ア 都道府県知事、指定都市市長が行う研修を修了している者であって、かつ、診断書(支給認定を受けたことのある指定難病の患者の当該支給認定に係る指定難病に係るものに限る)を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	難病指定医指定申請書兼経歴書を健康局保健所管理課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428627.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443792.html
備考	